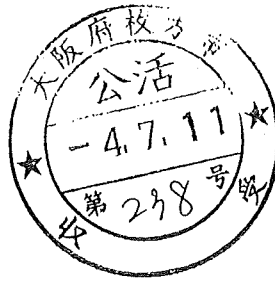


# 新規登録団体資料

## (特定非営利活動法人スノック)

① 団体登録申請書	．．．P1
② 団体登録簿	．．．P3
③ 定款	．．．P5
④ 登記事項証明書	．．．P13
⑤ 2021 年度事業報告書	．．．P15
⑥ 2021 年度活動計算書	．．．P19
⑦ 前事業年度の役員名簿	．．．P21
⑧ 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿	．．．P23
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	．．．P25
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	．．．P27
⑪ その他参考資料	．．．P29





令和4年7月8日

枚方市長

申請者  
団体名 特定非営利活動法人スノック  
主たる事務所の所在地 〒573-0013 大阪府枚方市星丘2丁目22番75-105  
代表者 代表理事 絹川 誠  
連絡先 [REDACTED]

### 枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

#### 記

#### 添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※(4)～(7)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。

※(5)及び(9)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

## 枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和4年7月8日届出

団体名	フリガナ トクテイヒエイリカツドウホウジン スノック 特定非営利活動法人 スノック		
代表者氏名	フリガナ ダイヒョウリジ キヌガワ マコト 代表理事 絹川 誠		
主たる事務所の所在地	〒573-0013 大阪府枚方市星丘2丁目22番75-105		
電話番号		FAX	なし
メールアドレス			
ホームページアドレス	<a href="https://snok.org">https://snok.org</a>		
活動内容	<p>※PR や活動成果等を記入</p> <p>・人生100年時代を豊かに生きる為にリカレント教育を重視し、学び続けることができる場を提供しております。具体的には読書会の定期開催を実施しております。また、今年度より「未来を創るスタディサークル」という取り組みを開始しました。「未来を創るスタディサークル」では、参加者同士の対話を重視し、参加者お互いが学び合う場を目指しております。</p>		
活動を開始した年月日	令和元年6月1日 〔 NPO法人設立（登記）年月日 / 令和2年1月6日 〕		
団体の運営状況（本登録簿の届出日現在）	<p>①会員数 会員 <u>10</u> 人 ●内 訳 / 正会員 <u>10</u> 人 賛助会員 <u>      </u> 人</p> <p>②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ <u>      </u> 人 非常勤有給スタッフ <u>      </u> 人 ボランティア等 <u>3</u> 人 ファンドレイザー（資金調達係）専任 <u>      </u> 人 兼任 <u>      </u> 人</p>		

団体の運営 状況(本登録 簿の届出日 現在)	③入会金 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 _____ 円												
	④会費 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 3,000 円												
	⑤寄付金 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 8,000 円												
	⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)</th> <th>補助・受託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新しい働き方・生き方を提案する事業</td> <td>新しい生き方インタビュー。先駆的な働き方をしている人を取材し、ホームページに掲載する。</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>高齢化社会に関する課題解決事業</td> <td>読書会の開催</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>高齢化社会に関する課題解決事業</td> <td>未来を創るスタディサークル</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額	新しい働き方・生き方を提案する事業	新しい生き方インタビュー。先駆的な働き方をしている人を取材し、ホームページに掲載する。	0円	高齢化社会に関する課題解決事業	読書会の開催	0円	高齢化社会に関する課題解決事業	未来を創るスタディサークル	0円
事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額											
新しい働き方・生き方を提案する事業	新しい生き方インタビュー。先駆的な働き方をしている人を取材し、ホームページに掲載する。	0円											
高齢化社会に関する課題解決事業	読書会の開催	0円											
高齢化社会に関する課題解決事業	未来を創るスタディサークル	0円											
運営総経費のうち特定非営利活動の占める割合	①特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」)実施している ・ <span style="border: 1px solid black;">実施していない</span> ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費 _____ 円 ②特定非営利活動に係る事業(根拠: 令和3年度収支計算書又は活動計算書) ●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費(事業費+管理費) _____ 32,392円 ②/①+② = 100% (小数点以下四捨五入) 注: 「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入												
当基金に登録する理由	・ 資金調達のため ※主なもの一つに○印 ・ <span style="border: 1px solid black;">事業拡大のため</span> ・ 社会的信用力が向上すると考えるため ・ その他 ( )												

# 特定非営利活動法人 スノック 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スノックという。英文では、SNOKと表示する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、高齢社会が進み生産年齢人口が減少することによる様々な社会課題を解決するため、研究調査活動を実施すると共に、課題解決の為の啓発及び支援事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 高齢化社会に関する課題解決事業
- ② 生産年齢人口の減少に関する課題解決事業
- ③ 新しい働き方・生き方を提案する事業
- ④ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体で、総会での議決権を有しない会員

(入会)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承諾を得なければならない。

2 理事会は、正会員又は賛助会員の入会申込みについては、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条及び第5条に定める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。理事会が入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が拋出した金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会で選任し、総会に報告する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。



#### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会で定めるものとする。

#### (職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

### (種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

### (開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに発信しなければならない。

### (議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

第26条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決権を行使する正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号、第39条、第40条第2項及び第42条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および活動予算並びにその変更
- (4) 会員の入会の承認
- (5) 役員を選任、解任、報酬、職務
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営

(8) その他本会の運営に関する必要な事項

(議決)

第32条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(開催等)

第33条 その他、理事会の運営方法は、理事会の議決を経て、理事長が定める規則による。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計に関する事項)

第37条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 前項の原則以外の会計の方法、区分などは、別に定める会計規則に従うこととする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第39条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の5分の1以上が出席する総会において、出席した正会員の過半数以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第40条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の5分の1以上が出席する総会において、出席した正会員の過半数以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の5分の1以上が出席する総会において、出席した正会員の過半数以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第44条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	絹川 誠
副理事長	十河 隆之
副理事長	綿貫 智香
監事	松元 広樹

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から令和2年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。但し、令和元年度については、入会金及び会費は徴収しないこととする。

- (1) 正会員入会金 0円  
正会員会費 年額 3,000円
- (2) 賛助会入会金 0円  
賛助会員会費 年額 1口 3,000円

## 履歴事項全部証明書

大阪府枚方市星丘二丁目22番75-105号  
 特定非営利活動法人スノック

会社法人等番号	1200-05-021322	
名称	特定非営利活動法人スノック	
主たる事務所	大阪府枚方市星丘二丁目22番75-105号	
法人成立の年月日	令和2年1月6日	
目的等	<p>目的及び事業                  この法人は、高齢社会が進み生産年齢人口が減少することによる様々な社会課題を解決するため、研究調査活動を実施すると共に、課題解決の為の啓発及び支援事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li> <li>2 社会教育の推進を図る活動</li> <li>3 まちづくりの推進を図る活動</li> <li>4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</li> <li>5 情報化社会の発展を図る活動</li> <li>6 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</li> <li>7 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li> </ol> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定非営利活動に係る事業                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢化社会に関する課題解決事業</li> <li>(2) 生産年齢人口の減少に関する課題解決事業</li> <li>(3) 新しい働き方・生き方を提案する事業</li> <li>(4) その他上記の目的を達成するために必要な事業</li> </ol> </li> </ol>	
役員に関する事項	〃 理事 絹川 誠 〃 理事 絹川 誠	令和 3年 7月 1日重任 令和 3年 7月 5日登記
登記記録に関する事項	設立	令和 2年 1月 6日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

令和 4年 7月 4日

大阪法務局  
登記官

武 田 恵 美





# 令和3年度事業報告書

特定非営利活動法人 スノック

## I 事業期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

## II 事業の成果

- ・「新しい働き方・生き方を提案する事業」として、時代に先駆けた働き方や考え方をしている個人を取材し、インタビュー記事をホームページ記事に掲載することができた。
- ・「高齢化社会に関する課題解決事業」として、生涯教育の場を充実させる為「読書会」を定期に開催し、参加者の対話の場を作ることができた。
- ・「高齢化社会に関する課題解決事業」として、地域の中間支援団体等と共に防災関係やNPO フェスタの活動を実施することで、地域内での繋がりを強化することができた。また様々な研修会等に参加して学ぶことで、今後の活動に資することができた。

## III 事業の実施状況

### 1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 新しい働き方・生き方を提案する事業  
 (内 容) 人口動態の急激な変化に伴う働き方の変化について、先駆的な取り組みをしている個人を取材し、ホームページ等で紹介する。  
 (実施場所) 取材先  
 (実施日時) 令和3年12月5日 「畑とともに。スローライフな老人ホーム」  
 令和3年12月28日 「「働く」＝「本気の遊び」 スパイス工房 燦」  
 (事業の対象者) 不特定多数の一般市民  
 (収 益) 0円  
 (費 用) 0円
- (2) (事業名) 高齢化社会に関する課題解決事業  
 (内 容) 「読書会」の開催  
 (実施場所) オンライン開催及び枚方市内  
 (実施日時) 令和3年4月20日 19:30～21:00 オンライン開催 参加人数5名  
 テーマ本：「LIFE SHIFT 100年時代の人生戦略」  
 令和3年5月26日 19:30～21:00 オンライン開催 参加人数5名  
 テーマ本：「人新生の資本論」  
 令和3年7月13日 19:30～21:00 オンライン開催 参加人数5名

テーマ本：「脱資本主義宣言」

令和3年7月25日 10:00～12:00 枚方駅前カフェ 参加人数2名  
テーマ本：「お金の大学」一生お金に困らない5つの力

令和3年8月24日 19:30～21:00 オンライン開催 参加人数4名  
テーマ本：「2030：せかいの大変化を水平思考で展望する」

令和3年9月29日 19:30～21:00 オンライン開催 参加人数5名  
テーマ本：「DIE WITH ZERO：人生が豊かになりすぎる究極のルール」

令和3年12月17日 19:30～21:00 オンライン読書会 参加人数6名  
テーマ本：「LIFE SHIFT 2 100年時代の行動戦略」

令和4年2月27日 19:30～21:00 オンライン読書会 参加人数7名  
テーマ本：「お金のむこうに人がいる」

(事業の対象者) 参加者

(収 益) 0円

(費 用) 20,737円

- (2) (事業名) 高齢化社会に関する課題解決事業  
(内容) 他機関との協働 (防災関係及び地域コミュニティとの連携)  
(実施場所) 下記参照  
(実施日時) 令和3年3月15日 18:30～20:00  
交流会：ひらかたNPO フェスタ事務局会議 1名参加  
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて
- 令和3年5月20日 18:30～20:00  
交流会：ひらかたNPO フェスタ事務局会議 1名参加  
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて
- 令和3年6月24日 18:30～20:00  
交流会：ひらかたNPO フェスタ事務局会議 1名参加  
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて
- 令和3年10月4日 13:30～15:00  
交流会：えんともミーティング (防災) 1名参加  
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて
- 令和3年10月29日 18:30～19:30  
交流会：防災企画委員会 (防災学校) 1名参加

(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

令和3年11月10日 13:00~14:30

交流会：えんともミーティング（防災） 1名参加

(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

令和3年11月11日 18:30~20:00

交流会：ひらかたNPO フェスタ事務局会議 1名参加

(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

令和3年12月7日 10:00~11:30

交流会：2021年度 第2回NPOと行政の意見交換会「農を生かした産業の活性化について」 2名参加

(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

令和3年12月9日 11:00~12:00

打ち合わせ：枚方市社会福祉協議会（災害時の瓦について）  
枚方市社会福祉協議会事務所

令和3年12月9日 18:30~20:00

交流会：ひらかたNPO フェスタ事務局会議 1名参加

(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

令和3年12月10日 18:00~19:30

自主研修：RPR 入門講座 2名参加

(認定NPO法人 イーパーツ主催) オンラインにて

令和3年12月17日 13:30~16:00

自主研修：里山保全セミナー 1名参加

(公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会主催) オンラインにて

令和3年12月25日 10:00~12:00

打ち合わせ：災害復旧支援チーム 茨木（災害時の瓦について）  
1名参加 チーム茨木事務所にて

令和4年1月20日 11:00~12:00

打ち合わせ：龍谷大学政策学部教授（竹林整備の可能性について）  
1名参加 龍谷大学にて

令和4年1月21日 18:30~19:30

交流会：防災企画委員会（防災学校） 1名参加

(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

令和4年1月27日 10:30～13:00

自主研修：災害ボランティアコーディネーター研修 1名参加  
(大阪府社会福祉協議会主催) サプリ村野にて (オンライン)

令和4年1月28日 13:20～16:00

自主研修：第23回摂南大学農学セミナー 1名参加  
(摂南大学農学部主催) オンラインにて

令和4年3月31日 18:30～20:00

交流会：ひらかたNPO フェスタ事務局会議 1名参加  
(ひらかた市民活動支援センター主催) サプリ村野にて

(事業の対象者) 不特定多数の一般市民及び地域活動団体

(収 益) 0円

(費 用) 0円

2 その他の事業 実施なし

#### IV 社員総会の開催状況

第1回通常総会 (みなし総会として実施)

(日 時) 令和3年5月3日 (総会決議があったものとみなされた日)

(社員総数) 10名

(出席者数) 社員の全員から電磁的記録により提案事項を承認する旨の意思表示がなされたため、社員総会の決議があったものとみなされた。

(内 容) 事業報告についての承認  
活動決算についての承認

#### V 理事会その他の役員会の開催状況

第1回理事会 (みなし理事会として実施)

(日 時) 令和3年5月1日 (理事会決議があったものとみなされた日)

(理事総数) 3名

(出席者数) 理事全員から電磁的記録により提案事項に同意する旨の意思表示がなされたため、理事会の決議があったものとみなされた。

# 令和3年度 活動計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人スノック  
(単位：円)

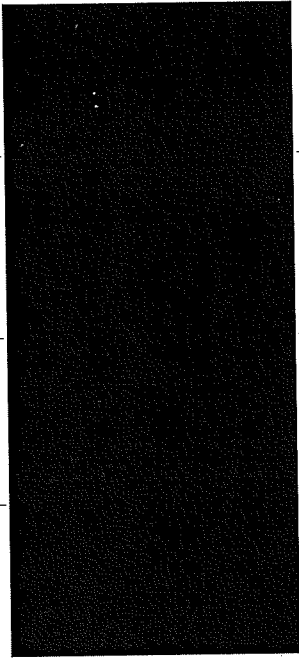
科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	0	
		30,000
2 受取寄付金		
受取寄付金	3,000	
施設等受入評価益	0	
		3,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
		0
4 事業収益		
事業収益	0	
		0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	10,000	
		10,000
経常収益計		43,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
		0
(2) その他経費		
会議費	20,737	
旅費交通費	0	
消耗品費	0	
印刷製本費	0	
その他経費計	20,737	
事業費計		20,737
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
		0
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信費	2,685	
印刷製本費	490	
消耗品費	8,480	
その他経費計	11,655	
管理費計		11,655
経常費用計		32,392
当期経常増減額		10,608
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		10,608
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		10,608
前期繰越正味財産額		37,827
次期繰越正味財産額		48,435



# 年間役員名簿

特定非営利活動法人 スノック

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日まで

役職	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬受取期間
理事	きぬがわ まこと 絹川 誠		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	無
理事	そごう たかゆき 十河 隆之		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	無
理事	わたぬき ともか 綿貫 智香		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	無
監事	まつもと ひろき 松元 広樹		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	無

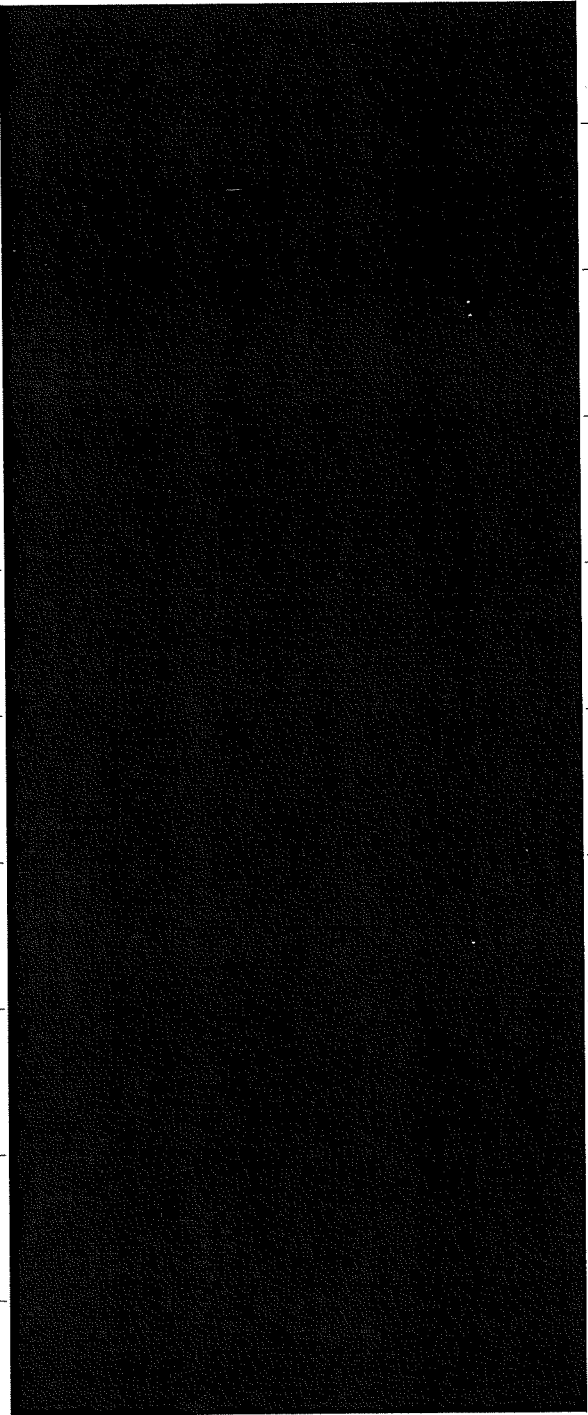




社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

令和4年3月31日現在

特定非営利活動法人 スノック

	氏名	住所又は居所
1	絹川 誠	
2	十河 隆之	
3	絹川 千晶	
4	絹川 壮汰	
5	絹川 純清	
6	絹川 直	
7	楠 真奈美	
8	楠 鉄真	
9	楠 到也	
10	絹川 徹	



# 令和4年度事業計画書

特定非営利活動法人 スノック

## I 事業期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

## II 事業の成果

- ・「新しい働き方・生き方を提案する事業」として、時代に先駆けた働き方や考え方をしている個人を取材し、インタビュー記事をホームページ記事に掲載する。
- ・「高齢化社会に関する課題解決事業」として、生涯教育の場を充実させる為「読書会」を定期に開催し、参加者の対話の場を作る。
- ・「高齢化社会に関する課題解決事業」として、地域の中間支援団体等と共に防災関係やNPO フェスタの活動を実施することで、地域内での繋がりを強化していく。また様々な研修会等に参加して学ぶことで、本法人のメンバーの活動の幅を広げる。
- ・「高齢化社会に関する課題解決事業」として、「未来を創るスタディサークル」を定期に開催し、参加者が豊かに生きるために学ぶ場を提供する。

## III 事業の実施予定

### 1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 新しい働き方・生き方を提案する事業  
(内 容) 人口動態の急激な変化に伴う働き方の変化について、先駆的な取り組みをしている個人を取材し、ホームページ等で紹介する。  
(実施場所) 取材先  
(実施日時) 不定期  
(事業の対象者) 不特定多数の一般市民  
(収 益) 0円  
(費 用) 0円
- (2) (事業名) 高齢化社会に関する課題解決事業  
(内 容) 「読書会」の開催  
(実施場所) オンライン開催  
(実施日時) 月1回程度  
(事業の対象者) 参加者  
(収 益) 0円  
(費 用) 22,000円
- (3) (事業名) 高齢化社会に関する課題解決事業

(内 容) 「未来を創るスタディサークル」の開催  
(実施場所) 枚方市内  
(実施日時) 月1回程度  
(事業の対象者) 参加者  
(収 益) 0円  
(費 用) 60,000円

- (4) (事業名) 高齢化社会に関する課題解決事業  
(内容) 他機関との協働(防災関係及び地域コミュニティとの連携)  
(実施場所) 下記参照  
(実施日時) 不定期  
(事業の対象者) 不特定多数の一般市民及び地域活動団体  
(収 益) 0円  
(費 用) 10,000円

2 その他の事業 実施なし

#### IV 社員総会の開催予定

第1回通常総会

(日 時) 令和4年5月

#### V 理事会その他の役員会

第1回理事会

(日 時) 令和4年5月

# 令和4年度 活動予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人スノック  
(単位：円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1 受取会費		
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	0	
		30,000
2 受取寄付金		
受取寄付金	70,000	
施設等受入評価益	0	
		70,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
		0
4 事業収益		
事業収益	0	
		0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		100,000
<b>II 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	20,000	
旅費交通費	20,000	
消耗品費	15,000	
印刷製本費	5,000	
講師料	32,000	
その他経費計	92,000	
事業費計		92,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信費	2,000	
印刷製本費	1,000	
消耗品費	5,000	
その他経費計	8,000	
管理費計		8,000
経常費用計		100,000
当期経常増減額		0
<b>III 経常外収益</b>		
1 固定資産売却益	0	
		0
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1 過年度損益修正損		
		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		0
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		48,435
次期繰越正味財産額		48,435

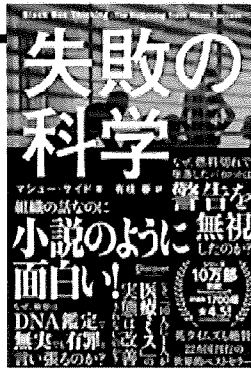


# 読書会の開催案内

読書会

## オンライン読書会

2022年7月15日(金)  
19:30-21:00



### 「失敗の科学」オンライン読書会

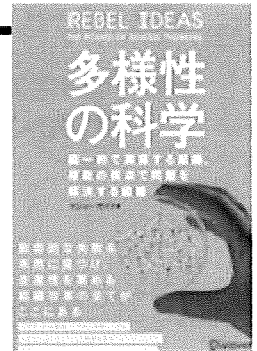
失敗に対するあなたの考え方を永遠に変える

© 2022.06.26

読書会

## オンライン読書会

2022年6月26日(日)  
19:30-21:00



### 「多様性の科学」オンライン読書会(終了しました)

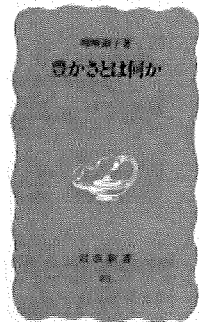
自分とは異なる人々と接し、馴染みのない考え方や行動に触れる価値とは？

© 2022.04.3

読書会

## オンライン読書会

2022年4月22日(金)  
19:30-21:00



### 「豊かさとは何か」オンライン読書会(終了しました)

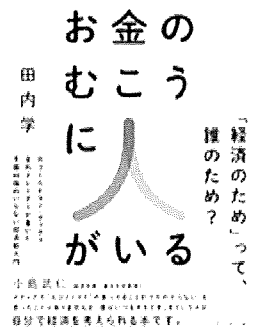
日本は豊かさへの道を踏みまちがえたのか？

© 2022.03.25

読書会

## オンライン読書会

2022年2月27日(日)  
19:30-21:00



### お金のむこうに人がいる オンライン読書会(終了しました)

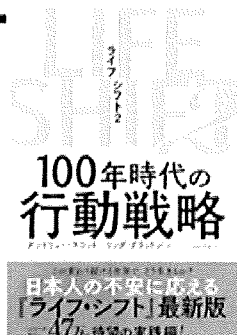
「誰が働いて、誰が幸せになるのか？」

© 2021.12.1

読書会

## オンライン読書会

2021年12月17日(金)  
19:30-21:00

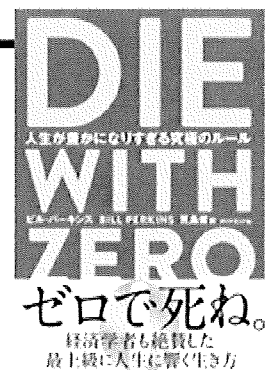


### LIFE SHIFT2: 100年時代の行動戦略 オンライン読書会(終了しました)

読書会

## オンライン読書会

2021年9月29日(水)  
19:30-21:00



### DIE WITH ZERO: 人生が豊かになりすぎる究極のルール

読書会

## オンライン 読書会

2021年8月24日（火）  
19:30-21:00



『2030:世界の大変化を「水平思考」で展望する』

オンライン読書会（終了しました）

8月のオンライン読書会のテーマ本は「2030:世界の大変化を「水平思考」で展望する」です。

🕒 2021.07.08

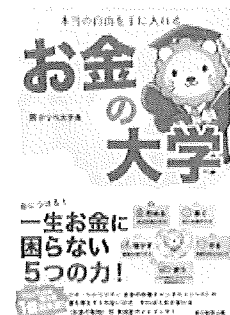
読書会

## ひらかた 読書会

2021年7月25日（日）  
10時～12時

場所：枚方市駅前カフェ

読者が選ぶビジネス書  
グランプリ2021 第2位



「お金の大学」読書会（終了しました）

7月のテーマ本は「本当の自由を手に入れる お金の大学」

🕒 2021.05.29

オンライン読書会（終了いたしました）

読書会

## オンライン 読書会

2021年7月13日（火）  
19:30-21:00



「脱資本主義宣言」オンライン読書会（終了しました）

7月のオンライン読書会のテーマ本は「脱資本主義社会」です。

🕒 2021.06.0

読書会

## オンライン 読書会

2021年5月26日（水）  
19:30-21:00



「人新世の資本論」オンライン読書会（終了しました）

5月のオンライン読書会のテーマ本は「人新世の資本論」です。

🕒 2021.04.2

次のページ



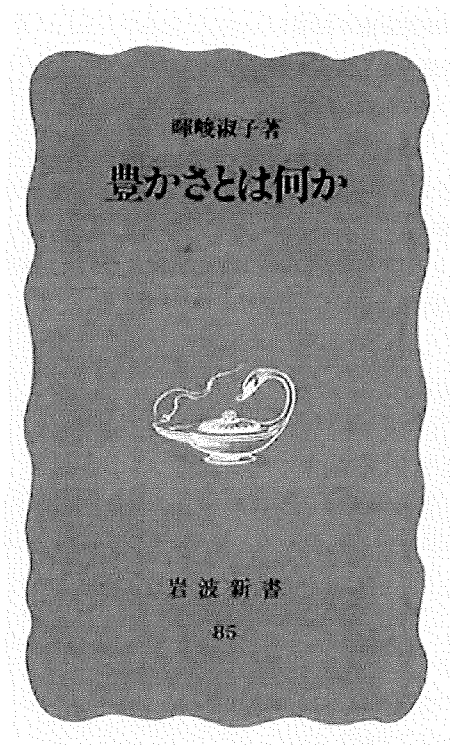


## 「豊かさとは何か」オンライン読書会（終了しました）

読書会

# オンライン 読書会

2022年4月22日（金）  
19:30-21:00



🕒 2022.04.24 🕒 2022.03.25

「豊かさとは何か」読書会は終了いたしました。

今回は10名で開催いたしました。

次の様な意見が印象的でした。

・仕事のあり方が前後逆になっている。本来働く目的は「自分がやりたいことをする」や「幸せを追求する」ことであるはずなのに、働くこと自体が目的化してしまっている。そのことが豊かさを奪っている。

・豊かな人生を送る為にどうすれば良いかずっと考えてきた。その結果行きついた答えは自分の生き方に複数の選択肢を持つということ。働き方（仕事の種類やリモートでの働き方など）や住む場所・物事の捉え方など。そうやって一つの生き方に固執しないことで、今は豊かに生きている様に感じる。

・画一的な超高層住宅を購入して住むことは、豊かな生き方ではないと本書では書いてあるが本当にそうか？画一的な住居の方が売却しやすいなどのメリットもあると思う。

・1980年代に書かれた本なのに、現在でも同じような状況であり40年で改善できていない状況がどうかと思う。

### <開催日時>

2022年4月22日（金）19:30-21:00

<参加費> 無料（※オンラインソフトZOOMを使用します。）

### <テーマ本>

豊かさとは何か（著者 暉峻 淑子）

### <内容>

モノとカネがあふれる世界一の金持ち国・日本。だが一方では、環境破壊、過労死、受験競争、老後の不安など深刻な現象にこと欠かず、国民にはゆとりも豊かさの実感もない。日本は豊かさへの道を踏みまちがえた、と考える著者が、西ドイツでの在住体験と対比させながら、日本人の生活のあり方を点検し、真に豊かな社会への道をさぐる。（BOOKデータベースを引用）

## &lt;キーワード&gt;

資本主義国の中でも特殊な日本  
自己責任の前に社会責任  
金持ちで貧乏な国一日本  
市場経済信仰から所得の再分配へ  
ゆとりをいけにえにした豊かさ

## &lt;読書会の流れ&gt;

## ①自己紹介

③皆さんがどの様に感じたかや思ったことについて、順にお話して頂きながら、みんなでそれについて質問や意見を交わして頂く。

④本日の感想や感じたことを考えて、共有する。

## &lt;参加申込&gt;

参加申し込みは下記ページからお願いいたします。

お申込みページはこちら

※題名を「読書会参加」して頂き、参加希望日を明記してください。

※中止や変更のご連絡をさせていただきますので必ずメールアドレスを記入してください。

## &lt;詳細&gt;

スノックでは読書会というコミュニティが

「学び続けることを学ぶ場」

「バックグラウンドの異なる人との出会いの場」

の場になればと考え、定期的に読書会を開催しています。

「テーマ本」を毎回設定いたしますので、事前に読んできて頂き、その本について参加者で意見交換していくという形式です読書会に参加される前に本を読み、自分がどう感じたのかを考える時間こそがもっとも貴重だと感じています。

定期的に開催しておりますので、本を読むという習慣を作りにも利用して頂ければ嬉しいです。

※宗教勧誘や営利目的の方の参加はご遠慮ください。

※ご不明な点あれば、お気軽にお問い合わせください。

## &lt;NPO法人スノックについて&gt;

大阪府枚方市を本拠地として活動している非営利団体です。「人生100年時代の働くに伴走する」ということが社会の持続性につながると考え、情報発信や考える場を提供していきます。

## &lt;ZOOMについて&gt;

ZoomはPCやスマホで利用できるオンラインミーティングツールです。無料版でご参加いただけますので、事前にインストールとアカウント登録をお願いします。

<https://zoom.us/jp-jp/meetings.html>

Zoomが不慣れな方がいらっしゃいましたら、読書会開始前に接続テストをする時間を設けますので、遠慮なく仰ってください。(申し込み時に接続テスト希望とご記載ください。)



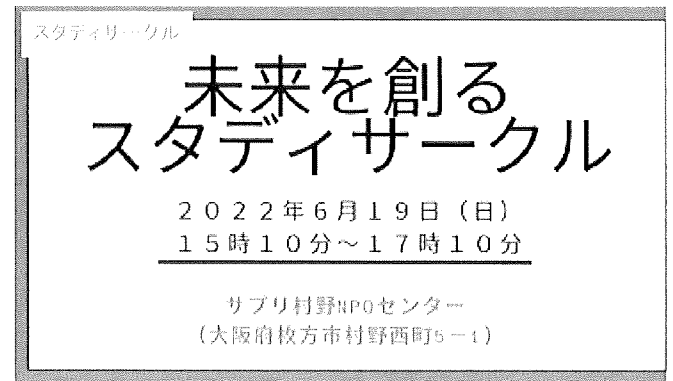
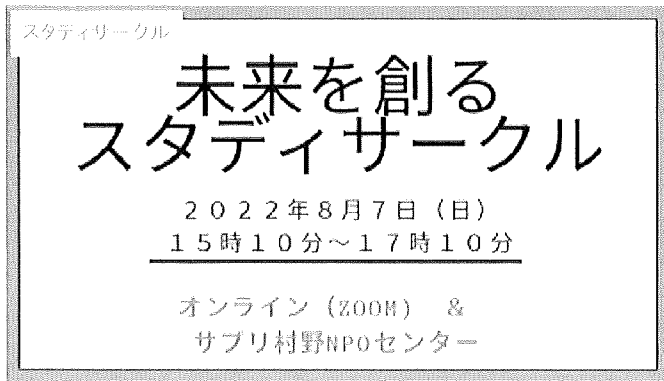
絹川

NPO法人スノック代表。大阪府枚方市在住。

最近は畑を借りて、野菜作りに邁進する日々。

野菜作りなどに興味ある人募集中！

## スタディサークル



### 未来を創るスタディサークル(第2回)

### 未来を創るスタディサークル(終了しました)

#### オンライン&会場開催

「国の借金1200兆って??？」

「国の借金1200兆って??？」

© 2022.04.2

© 2022.06.23

## 未来を創るスタディサークル(終了しました)

スタディサークル

# 未来を創る スタディサークル

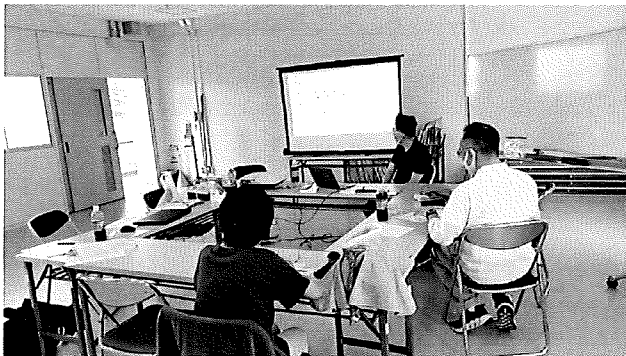
2022年6月19日(日)  
15時10分～17時10分

サプリ村野NPOセンター  
(大阪府枚方市村野西町5-1)

2022.06.19 2022.04.26

第1回目の「未来を創るスタディサークル」は終了いたしました。  
記念すべき第1回目は「国の借金1200兆円って？」というテーマで実施しました。

国の借金は未来の子供達が返さないといけない負債なのか。  
それとも国内でやりとりしているだけであれば、国の借金は返さなくても良いのか。  
日本は食糧自給率も低く、資源もないので近い将来、ハイパーインフレはやってくるのではないか。  
MMT(現代貨幣理論)は正しいのか?それとも根拠のない空論なのか。  
アダムスミスが利己的な行動を正当化したことにより、今様々な弊害が発生しているのではないか。  
などなど、かなり盛りだくさんなスタディサークルになりました。  
まだまだ人数は少ないですが、これから盛り上げていければと思います。



当日配布の資料は下記です。

[「国の借金1200兆円って」](#)

これからもスタディサークルを定期的開催し、自分達で主体的に学び続ける場を作っていきたいと考えています。  
次回は8月7日(日)15時10分～17時10分の開催予定です。

今回はリアルとオンライン(ZOOM利用)とのハイブリッド開催を計画しております。

ご興味ある方はこちらからご連絡お待ちしております。

お問合せはこちらから

#### <開催日時>

2022年6月19日(日) 15:10-17:10

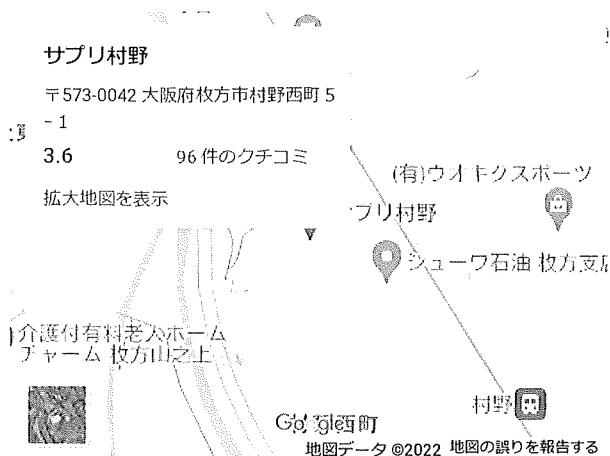
#### <開催場所>

大阪府枚方市村野西町5-1 サプリ村野NPOセンター 202号室

※駐車場無料

#### <参加費>

無料



このスタディサークルは、日々の生活で感じる「なぜ？」を、皆で学び考えて行く会です。

「スタディサークル」という名前はスウェーデンのスタディサークルから取りました。

「スタディサークル」は「大人が自主的に作り上げる学びの場」です。

日本の学校の授業は、先生が前に立ち、生徒は大人しく先生の話を聞くというスタイルですが、スタディサークルは、参加者それぞれがお互いに学び合います。

学ぶ内容も、国・学校・先生などの誰かが決めるのではなく、自分達が大切だと思ったこと、学びたいと思ったことを学ぶというスタイルです。

これから社会の大きな転換期が来るとも言われており、たくさんの方がこれから社会はどうなるのか、自分はどう生きて良いのかを模索しています。

日々の生活や仕事で感じる疑問や、何かおかしいと感じることなどを共有し、そこからテーマを自分達で考え学んでいきたいと思います。

経済のこと・仕事のこと・社会のことを学び、子供たちに希望の持てる社会を引き継ぐために、私たちに何が出来るか、一緒に学び考えていきませんか？

第一回目のテーマは「国の借金1200兆って？？？」

日本政府の借金は約1,200兆円。その残高は増加している状況です。

この金額は国民一人当たり1000万円近くにもものぼります。

今回のスタディサークルでは

「そもそも国の借金ってどういうもの？」

「国の借金は本当に返さないといけないの？」

「借金が増えるという事は将来の子供達の負担が増えているということ？」

などについて考えていきたいと思います。

#### <スタディサークルの流れ>

- ①自己紹介
- ②スタッフから話題提供として、テーマに関係するプレゼンを実施します。
- ③参加者の皆さんでテーマに沿って、お話をします。
- ④次回取り上げてみたいテーマについてお話をします。

#### <参加申込>

第一回目の開催は、ひらかた市民活動支援センターさんが実施している「サブリ村野学校」の講座として開催致します。  
お申込みはひらかた市民活動支援センターさんの窓口となります。

予約受付開始は6月2日午前9時からです。  
(お話しやすい環境作りの為、定員は先着10名とさせていただきます。)

#### ひらかた市民活動支援センター

TEL 072-805-3537

FAX 072-805-3532

E-mail info@hirakatanpo-c.net

※営業時間 9時～21時(水曜日定休日)

※メールでお申込みの場合は、住所・氏名・電話番号・講座名(未来を創るスタディサークル)をご記載下さい。

#### <サブリ村野学校について>

市民が気軽に市民活動に参加する機会をつくること、また、NPOや市民活動団体が活動内容をPRし、会員やメンバーを増やす場を提供することを目的として、ひらかた市民活動支援センターさんが実施しております。

※宗教勧誘や営利目的の方の参加はご遠慮ください。

※ご不明な点あれば、お気軽にお問い合わせください。

#### <NPO法人スノックについて>

大阪府枚方市を本拠地として活動している非営利団体です。「人生100年時代の働くに伴走する」ということが社会の持続性につながると考え、情報発信や考える場を提供していきます。



絹川

NPO法人スノック代表。大阪府枚方市在住。

最近は畑を借りて、野菜作りに邁進する日々。

野菜作りなどに興味ある人募集中！

## 新規登録団体資料

---

（特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会）

① 団体登録申請書	．．．P1
② 団体登録簿	．．．P3
③ 定款	．．．P5
④ 登記事項証明書	．．．P13
⑤ 2021 年度事業報告書	．．．P15
⑥ 2021 年度活動計算書	．．．P17
⑦ 前事業年度の役員名簿	．．．P19
⑧ 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿	．．．P21
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	．．．P23
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	．．．P25
⑪ その他参考資料	．．．P27







令和4年 7月22日

枚方市長

申請者 特定非営利活動法人  
団体名 大阪メチャハッピー祭 in 枚方 実行委員会  
主たる事務所の所在地 枚方市甲斐田新町10-6  
代表者 久保田 三十師  
連絡先 [REDACTED]

### 枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

#### 記

#### 添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※(4)～(7)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。

※(5)及び(9)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

## 枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和 4年 7月22日届出

団体名	フリガナ オオサカメチャハピーマツリインヒラカタジッコウイインカイ 特定非営利活動法人 大阪メチャハピー祭 in 枚方 実行委員会		
代表者氏名	フリガナ	クボタ	サトシ
	久保田 三十師		
主たる事務所の所在地	〒573-1163 枚方市甲斐田新町10-6		
電話番号	[REDACTED]	FAX	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]		
ホームページアドレス	http://		
活動内容	<small>※PRや活動成果等を記入</small> <p style="text-align: center;">踊りを通じて青少年の育成活動</p> <p>毎年1回体育の日に枚方庁舎前、ニッパーク岡東中央にて踊りの祭典を実行している。</p>		
活動を開始した年月日	平成22年 10月 11日 〔 NPO法人設立(登記)年月日/平成22年8月20日 〕		
団体の運営状況(本登録簿の届出日現在)	①会員数 会員 <u>25</u> 人 ●内 訳/正会員 <u>13</u> 人 賛助会員 <u>12</u> 人 ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ <u>    </u> 人 非常勤有給スタッフ <u>    </u> 人 ボランティア等 <u>20</u> 人 ファンドレイザー(資金調達係)専任 <u>    </u> 人 兼任 <u>    </u> 人 ③入会金 有 ・ <input checked="" type="radio"/> ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>    </u> 円		

団体の運営 状況(本登録 簿の届出日 現在)	④会費 有 <input type="checkbox"/> ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 _____ 円		
	⑤寄付金 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 <input type="checkbox"/> 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>49000</u> 円		
	⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)		
	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額
	大阪メチャハピ 一祭 in 枚方岡 東中央公園	平成29年10月9日	なし
同上	枚方市 平成30年10月8日	220,000	
大阪メチャハピ 一祭 in 枚方岡 東中央公園	枚方市 令和元年10月14日	221,602	
運営総経費 のうち特定 非営利活動 の占める割 合	①特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」) 実施している <input type="checkbox"/> ・ <input checked="" type="checkbox"/> 実施していない ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費 _____ 円		
	②特定非営利活動に係る事業(根拠 <u>令和元</u> 年度収支計算書又は活動計算書) ●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費 (事業費+管理費) <u>221,602</u> 円 ②/①+② = <u>100</u> % (小数点以下四捨五入) 注:「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入		
当基金に登 録する理由	<input checked="" type="checkbox"/> 資金調達のため ※主なものの一つに○印 <input type="checkbox"/> 事業拡大のため <input type="checkbox"/> 社会的信用力が向上すると考えるため <input type="checkbox"/> その他 ( )		

# 特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府枚方市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青少年の健全育成を目的とした踊り祭り「大阪メチャハッピー祭 in 枚方」を開催することにより、みんなが力を合わせて一つの踊りを完成していくという過程で、仲間の大切さ、気持ちを合わせることの素晴らしさ、またその成果を舞台上で披露するという体験を通じて子供たちが成長していくことを支援することで、地域に開かれた組織として、地域社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表6号（学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動）、13号（子どもの健全育成を図る活動）を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 「大阪メチャハッピー祭 in 枚方」の開催事業
- ② 大阪メチャハッピー祭「本祭」の支援事業
- ③ 前各号の事業に附帯関連する事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売

2 その他の事業から生じた利益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承

認を得なければならない。

理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。但し、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役 員

(種 別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日に於いて後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。



(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に記名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。但し、理事全員

が同意したときは、この手続を省略することが出来る。

(議 長)

第 3 2 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第 3 3 条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第 3 4 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長と共に記名押印しなければならない。

## 第 6 章 資産、会計及び事業計画

(資 産)

第 3 5 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 3 6 条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

(資産の管理)

第 3 7 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 3 8 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第 3 9 条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければ

ならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

(残余財産の処分)

第50条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

## 第9章 雑 則

(公 告)

第51条 この法人の公告は官報により行ふ。

(委 任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

これは現行定款に相違ありません。

大阪府枚方市甲斐田新町10番6号

特定非営利活動法人大阪メチャッピー祭 in 枚方実行委員会

理 事 久保田 三十師

## 履歴事項全部証明書

大阪府枚方市甲斐田新町10番6号  
 特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会

会社法人等番号	1200-05-013643	
名称	特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会	
主たる事務所	大阪府枚方市楠葉並木一丁目3番8号	
	大阪府枚方市甲斐田新町10番6号	平成30年 4月 1日移転
		平成30年 4月 2日登記
法人成立の年月日	平成22年8月20日	
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、青少年の健全育成を目的とした踊り祭り「大阪メチャハッピー祭 in 枚方」を開催することにより、みんなが力を合わせて一つの踊りを完成していくという過程で、仲間の大切さ、気持ちを合わせることの素晴らしさ、またその成果を舞台上で披露するという体験を通じて子供たちが成長していくことを支援することで、地域に開かれた組織として、地域社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</li> <li>2 子どもの健全育成を図る活動</li> </ol> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定非営利活動に係る事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「大阪メチャハッピー祭 in 枚方」の開催事業</li> <li>② 大阪メチャハッピー祭「本祭」の支援事業</li> <li>③ 前各号の事業に附帯関連する事業</li> </ol> </li> <li>(2) その他の事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 物品販売</li> </ol> </li> </ol>	
役員に関する事項	<div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 理事 久保田三十師	平成30年 4月 1日就任
		平成30年 4月 2日登記
登記記録に関する事項	設立	平成22年 8月20日登記



大阪府枚方市甲斐田新町10番6号  
特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭in枚方実行委員会

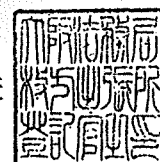
COPY

1000

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。  
(大阪法務局管轄)

令和 4年 7月19日  
大阪法務局枚方出張所  
登記官

大 谷 邦 彦



# 令和3年度事業活動報告書

特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会

## I 事業期間

令和3年1月1日 ～ 令和3年12月31日

## II 事業の成果

事業実施せず（事業中止）

## III 事業の実施状況

開催方法等について、法人内で協議を重ねた結果、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止することとなった。

## IV 社員総会の開催状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催できなかった。





法人名： 特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭In枚方実行委員会

## 活動計算書

令和3年 1月 1日 ～ 令和3年 12月 31日 まで


(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取寄付金	0	
2 枚方市補助金	0	
経常収益計		0
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会場設営費	0	
雑費・会議費	0	
印刷費	0	
その他経費計	0	
事業費計		0
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
音響関係費	0	
警備費	0	
雑費(ボランティア当日昼食代・記念写真費)	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		430,528
次期繰越正味財産額		430,528



# 役員名簿

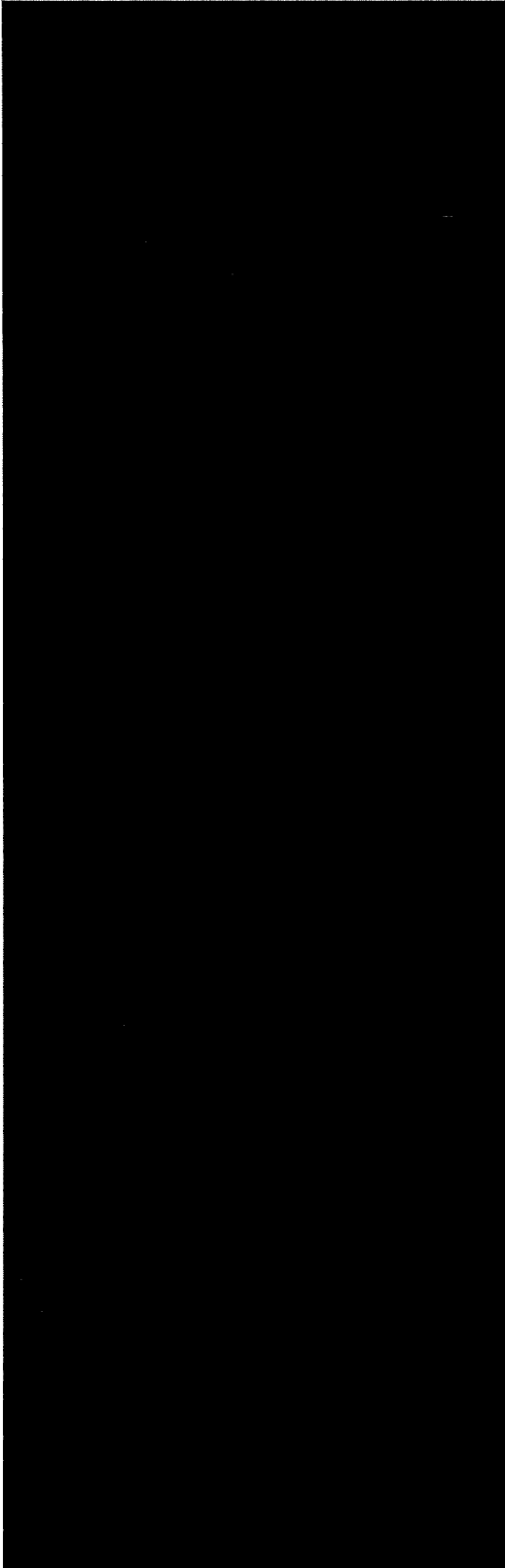
特定非営利活動法人 大阪メチャハッピー祭in枚方 実行委員会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	久保田 三十師		無
理事	中山 宏仁		無
理事	三原 利之		無
理事	山田 政男		無
理事	内匠 秀樹		無
理事	住野 美知子		無
監事	服部 秀人		無



社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

特定非営利活動法人 大阪メチャハッピー祭in枚方 実行委員会

	氏 名	住所又は居所
1	久保田 三十師	
2	三原 利之	
3	中山 宏仁	
4	住野 美知子	
5	山田 政男	
6	内匠 秀樹	
7	有信 岳彦	
8	岡部 哲也	
9	三原 ゆきな	
10	河合 正之	
11	黒川 弘章	



# 令和4年度事業計画書

特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会

## I 事業期間

令和4年1月1日 ～ 令和4年12月31日

## II 事業目的

青少年の健全育成を大きな目的とした市民参加型の祭です。昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、開催を余儀なくされましたが今年は拡大防止に努め子どもの笑顔を今一度観れる踊りの祭を目的とする。

## III 事業の実施内容

### 【①対象者】

学校・園・PTA・有志（他市）

### 【②実施場所】

令和4年10月9～10日（体育の日）

枚方市ニッペパーク岡東中央公園

### 【③事業内容】

枚方市ニッペパーク岡東中央公園グラウンドにて大会前日より会場設営準備翌日、大会本番約18団体のチームによる踊りの祭典、参加者500人程、各チームを審査し高校生以下のチームとそれ以外のチームの分け採点し上位3チームを表彰している。市内、幼稚園・小学校・中学校に対しては、枚方市長賞・市議会議長賞・教育委員会賞を贈呈している。

青空の下、全員が一緒に踊ることで、踊り子たちの連帯感が増し、祭の目的である青少年健全育成に資する。フィナーレには会場全員による総踊りで、開催年は伏見市長も参加して踊って頂きもりあがっている。

## IV 実施スケジュール

6月より毎月1回の実行委員会を開催して大会の詳細を入念に話し合う





令和4年度 活動計算書

令和4年 1月 1日 ~ 令和4年 12月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 自己資金(寄附金等)		470,000
2 枚方市補助金		0
経常収益計		470,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金(警備費)	20,000	
人件費計	20,000	
(2) その他経費		
会場設営費	130,000	
音響関係費	200,000	
雑費・会議費	75,000	
印刷費	45,000	
その他経費計	450,000	
事業費計		470,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
	0	
	0	
	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		470,000





## 第13回

踊り子の祭典・メチャハッピーな踊り祭開催

# 大阪メチャハッピー祭 in 枚方

今年は屋台も  
やってくる!!

2019年

10月14日(月祝)

枚方会場：ニッペパーク岡東  
(旧岡東中央公園)

メイン会場：大阪城ホール  
サテライト会場：大阪ビジネスパークツイン21、  
ツイン21東側道路「パークアベニュー」、  
ラブリータウン古川橋[京阪電車古川橋駅]



主催：NPO 法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会

後援：枚方桜花倶楽部 協力：枚方市／枚方市教育委員会



# 開催地図



## 出店内容

- 大黒屋 …おいも巻・さつまいも入赤飯・かぼちゃん・おはぎ など
- Pan de シャンボール…パン・フランクフルト・唐揚げ・フライドポテト
- ハッピーコットンキャンディー M…綿菓子

# 大阪メチャハッピー祭

## 10月14日 月・祝 本祭

### 大阪城ホール会場

- 午前10時頃～午後4時頃：一般審査演舞(学校の部あり)
- 午後5時頃～午後7時頃：ファイナルステージと総踊り

### 各サテライト会場

- 午前10時頃～午後3時頃：ラプリータウン古川橋、枚方会場、(各会場によって若干異なります) OBP、ツイン21



大阪メチャハッピー祭に関する情報は公式ホームページをご覧ください。  
<http://mechahappy.com>

## 各種申込受付中!

下記にご連絡先を明記の上、事務局にお送り下さい。(郵送にて)

▼  
▼  
▼

下記より番号を選び□に書き入れてください。  
 折り返し事務局よりご連絡させていただきます。

### 1 ボランティアスタッフ募集

10月14日の祭り開催日の場内誘導や簡単な警備、進行のお手伝いなどのスタッフを募集中です。(9月末締切)



### 2 草の根運動協賛募集

大阪メチャハッピー祭は皆様の草の根運動(1口1,000円)により開催しています。「子どもの笑顔日本一へ!」の熱い想いにご賛同頂けましたら、ぜひご協力をお願いします。

### 3 オフィシャル隊踊り子募集

枚方市を元気にする踊り子隊「枚方めっちゃ踊り隊」メンバー募集中です。第1・3土曜日、サブリ村野にて12:30～14:30まで練習しています。一緒に踊りませんか?見学も大歓迎!

フリガナ

お名前

フリガナ

団体名

資料送付先ご住所(〒 - )

電話番号

メールアドレス

大阪城ホール  
 入場料に関して

**一般入場協賛金:300円(自由席)**

ファイナルステージのみ、一部指定席(前売=1000円)となります。  
 詳細は事務局にお尋ねいただくか、公式ホームページをご参照ください。

お問い合わせ  
 応募先  
 ご連絡先

〒573-1118 枚方市楠葉並木1-3-8 中山宏仁方

**大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会**

**072-868-6157**

E-mail nakayama\_hirohito888@feel.ocn.ne.jp

**草の根運動協力費** 1口1,000円で寄付を募っております。ご協力いただける方は、下記またはQRよりお振り込みください。

振込口座名  
**大阪メチャハッピー祭  
 in 枚方実行委員会**

枚方信用金庫 本店営業部 普通預金 口座番号0652972  
 郵便局振替 00910-3-304708



第20回  
踊り子の祭典・メチャハッピーな踊り祭開催

# 大阪メチャハッピー祭

公式ガイドブック

2019年  
10月14日(月祝)  
メイン会場：大阪城ホール

サテライト会場

大阪ビジネスパークツイン21、ツイン21東側  
道路[パークアベニュー]、ラブリータウン古川  
橋[京阪電車古川橋駅]、枚方・ニッパパーク岡  
東中央[京阪電車枚方市駅]



主催：大阪メチャハッピー祭実行委員会 特定非営利活動(NPO)法人OHP <http://mechahappi.com>

後援(予定)：(一社)2025年日本国際博覧会協会/近畿経済産業局/大阪府/大阪市/大阪府教育委員会/大阪府教育委員会/高知県/大阪府PTA協議会/  
大阪府立高等学校PTA協議会/大阪市PTA協議会/大阪市立高等学校PTA協議会/大阪商工会議所/(公財)関西・大阪21世紀協会/大阪観光局/(社)大  
阪青年会議所/大阪市商店会総連盟/大阪府商店街振興組合連合会/NHK大阪放送局/読売テレビ放送/MBS/朝日新聞社/毎日新聞社/読売新聞社  
助成：令和元年度 大阪市市民活動推進助成事業/公益社団法人 企業メセナ協議会「2021芸術・文化による社会創造ファンド」 協力：公益社団法人 大阪府柔道整復師会



芸術・文化による社会創造ファンド  
企業メセナ協議会

お祝いのメッセージ

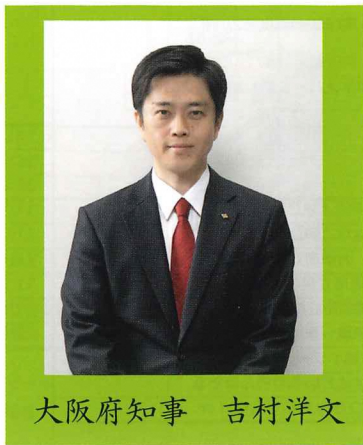
「2019大阪メチャハッピー祭」が今年も盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。また、今年も記念すべき20回目を迎えられることを重ねてお祝い申し上げます。

このお祭りは、青少年の健全育成を目的に、2000年から開催され、ファイナルステージの大阪城ホールをめざして、学校や地域から、毎年70を超えるダンスチームが参加し、日々練習に励んでおられます。

お祭りの舞台となる各会場では、ボランティアスタッフの皆さんをはじめ、地域の人々と協働でお祭りを盛り上げるなど、コミュニティーの形成にも貢献されており、これまで6万人が参加する踊りの祭典として成長し定着しています。運営に尽力してこられた実行委員会並びにボランティアスタッフの皆様方のご熱意とご努力に、深く敬意を表します。

本日ご出演の皆さん、日頃の練習の成果を思う存分発揮し、仲間との絆を深め、友情を育み、多くの観客の方々に感動を与えるパフォーマンスを披露してください。そして皆さんの情熱あふれる踊りに送られる大きな拍手と声援が、将来へのエネルギーとなっていくことを期待しています。

結びに、「大阪メチャハッピー祭」のご盛会と、本日お集りの皆様方のご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



大阪府知事 吉村洋文

ごあいさつ

20年前、大阪は青少年の非行が日本一、ワースト1でした。その状況を見て「何とかしないといけない」と欠野アズ紗理事長と四名の企業経営者が立ち上がり、活動はスタートしました。そんな折、昔「日本一荒れている」と報道された稚内市立稚内南中学校の「南中ソーラン」と出会い、その魂の踊りに涙が自然に流れるくらいに感動しました。これほど人を感動させる踊りがあるのなら、ぜひ大阪の子ども達にもこの踊りを、と大阪メチャハッピー祭は立ち上がりました。

私たちは祭りの開催と同時進行で、多くの学校園の授業に訪問し、踊りを指導するという活動も精力的に行っています。2003年ごろからはこの活動が爆発的に広がり、多いときには1日3～4校ほどの学校に伺い、朝から晩までスタッフ総出で指導にあたっていたことを思い出します。私だけでもこれまでに3万人を超える子ども達に踊りを指導するくらいに輪が広がりました。そして学校だけでなく、少年院や、当時社会問題となっていた広島暴走族、大阪で一番荒れていると言われた中学校や高校にも実際に指導に伺いました。

活動を始めて20年が経ちました。以前は「踊りで青少年の健全育成なんてできない」「祭りに理念なんか要らない、楽しかったらええやないか」とたくさん言われ続けました。しかしただ楽しい祭りならほかにもありますので、私たちは信念をもってここまで活動を続けて参りました。今となっては、大阪じゅうの小学校や中学校で当たり前に「南中ソーラン」が踊られるようになり、高校生の中で一番人気のクラブ活動はダンス部だという調査まで出て参りました。そして何よりも、大阪府の青少年の非行が、20年前を100としたら、昨年には19.8%にまで激減しました。これは、私たちが何かをしたから、というのではなく、社会全体が「子ども達を何とかしないと」と意識が変わったからこうなったんだと感じています。

今年も新たなご縁もたくさん頂戴しました。

- ・大阪市市民活動推進助成事業に選定
- ・クラウドファンディング「20年の感謝と危機」目標200万円達成
- ・2025年日本国際博覧会協会との「人文学プロジェクト」
- ・広島県や東京都からの新たなご参加
- ・大阪桐蔭高校吹奏楽部の特別友情出演
- ・今宮高校ダンス部OB学生によるダンスレッスン会
- ・鶴見区や城東区での映画「学び座」上映会開催 等

もちろん、毎年ご縁をつないでくださっている皆様からも、暖かなご支援をたくさんいただきました。20年目の節目をこのように多くの皆様と迎えることが出来、心から感謝しています。

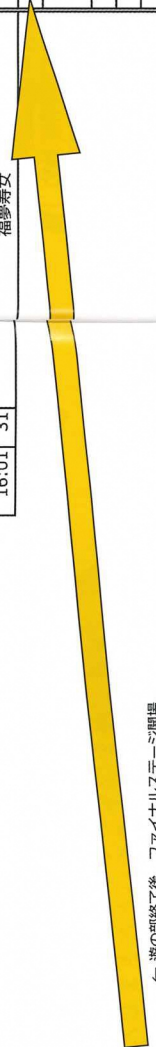
手作りの祭りで、行き届かない点多々あるかと思いますが、ぜひ最後まで楽しんで下さい。



大阪メチャハッピー祭実行委員会  
実行委員長 黒川弘章

大阪城ホール(審査会場)		パークアベニュー (道路、審査なし)		ツイン21 (審査なし)		ラブリータウン古川橋(審査会場)		枚方・岡東中央公園(審査会場)	
11:30	メイン会場。25名以上の参加チームを対象。 演舞スペース大きさ 横18m×奥18m×高さなし	道路会場。2回続けての演舞。 演舞スペース大きさ 道幅10m×奥15m程度を2か所	地下鉄「大阪ビジネスパーク駅」から徒歩5分	ステージ形式の会場。 演舞スペース大きさ 横16m×奥8m×高さなし	10:00	10:00	10:00	10:00	
11:50	JR環状線「大阪城公園駅」から徒歩5分 地下鉄「大阪ビジネスパーク駅」から徒歩5分	11:35	11:41	11:15	10:20	10:20	10:20	10:20	
12:00	12:00	11:41	11:47	11:21	10:26	10:26	10:26	10:26	
12:06	12:06	11:53	12:05	11:27	10:32	10:32	10:32	10:32	
12:12	12:12	11:59	12:11	11:33	10:38	10:38	10:38	10:38	
12:18	12:18	12:05	12:17	11:39	10:44	10:44	10:44	10:44	
12:24	12:24	12:11	12:23	11:45	10:50	10:50	10:50	10:50	
12:30	12:30	12:17	12:29	11:51	11:02	11:02	11:02	11:02	
12:36	12:36	12:23	12:35	11:57	11:08	11:08	11:08	11:08	
12:42	12:42	12:29	12:41	12:03	11:14	11:14	11:14	11:14	
12:48	12:48	12:35	12:47	12:09	11:20	11:20	11:20	11:20	
12:54	12:54	12:41	12:53	12:15	11:26	11:26	11:26	11:26	
13:00	13:00	12:47	12:59	12:21	11:32	11:32	11:32	11:32	
13:06	13:06	12:53	13:05	12:27	11:38	11:38	11:38	11:38	
13:12	13:12	12:59	13:11	12:33	11:44	11:44	11:44	11:44	
13:18	13:18	13:05	13:17	12:39	11:50	11:50	11:50	11:50	
13:24	13:24	13:11	13:23	12:45					
13:30	13:30	13:17	13:29	12:51					
13:36	13:36	13:23	13:35	12:57					
13:42	13:42	13:29	13:41	13:03					
13:48	13:48	13:35	13:47	13:09					
13:54	13:54	13:41	13:53	13:15					
14:00	14:00	13:47	13:59	13:21					
14:06	14:06	13:53	14:05	13:27					
14:12	14:12	13:59	14:11	13:33					
14:18	14:18	14:05	14:17	13:39					
14:30	14:30	14:11	14:23	13:45					
14:45	14:45	14:17	14:29	13:51					
14:55	14:55	14:23	14:35	13:57					
15:35	15:35	14:29	14:41	14:03					
15:41	15:41	14:35	14:47	14:09					
15:47	15:47	14:41	14:53	14:15					
15:53	15:53	14:47	14:59	14:21					
15:59	15:59	14:53	15:05	14:27					
16:05	16:05	15:05	15:17	14:33					
16:11	16:11	15:11	15:23	14:39					
16:17	16:17	15:17	15:29	14:45					
16:23	16:23	15:23	15:35	14:51					
16:29	16:29	15:29	15:41	14:57					
16:35	16:35	15:35	15:47	15:03					
16:41	16:41	15:41	15:53	15:09					

2019ファイナルステージプログラム【大阪城ホール】		2019ファイナルステージプログラム【大阪城ホール】	
16:50	ファイナルステージ開場【遊の部審査員協議】	16:50	ファイナルステージ開場【遊の部審査員協議】
17:05	特別友情出演プログラム 大阪桐蔭高等学校吹奏楽部	17:05	特別友情出演プログラム 大阪桐蔭高等学校吹奏楽部
17:35	挨拶 大阪メチャハッピー祭実行委員会	17:35	挨拶 大阪メチャハッピー祭実行委員会
17:40	オープニングステージ ① 【観客参加型プログラム】健康そーらん	17:40	オープニングステージ ① 【観客参加型プログラム】健康そーらん
	② メチャハッピー踊り子隊【オフィシャルチーム】		② メチャハッピー踊り子隊【オフィシャルチーム】
	③ 大阪府立今宮高校ダンス部【今宮飯店】		③ 大阪府立今宮高校ダンス部【今宮飯店】
18:00	レジェンドステージ ① 大阪市立大学チーム 朱蘭(前年度メチャハッピー賞【遊の部】受賞)	18:00	レジェンドステージ ① 大阪市立大学チーム 朱蘭(前年度メチャハッピー賞【遊の部】受賞)
	② さくら(前年度大阪バンザイ賞【遊の部】受賞) (各チーム2曲ずつ演奏)		② さくら(前年度大阪バンザイ賞【遊の部】受賞) (各チーム2曲ずつ演奏)
18:30	総合審査発表	18:30	総合審査発表
18:45	ファイナルステージ	18:45	ファイナルステージ
	特別賞などの受賞チームの表彰		特別賞などの受賞チームの表彰
	10チーム=約80分		10チーム=約80分
20:05	ファイナルストは順次発表して行きます 古川橋：2チーム 枚方：3チーム 選出	20:05	ファイナルストは順次発表して行きます 古川橋：2チーム 枚方：3チーム 選出
20:30	大阪城ホール学校の部：3チーム 遊の部：3チーム 選出	20:30	大阪城ホール学校の部：3チーム 遊の部：3チーム 選出



← 遊の部終了後、ファイナルステージ開場  
時間は予定です。急きよ変更になる場合がございます

時間はあくまで予定です。急きよ変更になる場合もございますのでご了承ください。

**青葉仁チャレンジジャー**  
(あおばにチャレンジジャー)  
奈良市 社会福祉法人青葉仁会



私たち青葉仁チャレンジジャーは、メチャハビ一祭に出場することを目標として、障害者施設で結成されたチームです。メンバーは楽しい事、盛り上がる事が大好きな仲間が集まっています。精一杯練習しますのでご声援よろしくお願い致します！

**大阪教育大学 凜凜**  
YOSAKOIソーランサークル 凜凜  
(おおさかきょううだいがくりんりんどう)  
大阪府相原市 大阪教育大学



我々凜凜は「全力笑顔」をモットーに、さらに今年の11代目は人や地域との繋がりを大切にする「紡ぐ」をコンセプトに活動しています。このメチャハビ一祭でも全力で演舞し、会場の皆様へ最高の笑顔をお届けします。

**大阪市立大学 チーム 朱蘭**  
(おおさかりつたけいびくちむらん)  
大阪市住吉区 大阪市立大学



今年度はシジェントチームとしての参加です。  
紹介は1Pをご覧ください。

**池小ソーラン隊「輝」**  
(いけしょうそらんたいかがやき)  
大阪府寝屋川市 寝屋川市立池田小学校



私たち寝屋川市立池田小学校五年生は、先輩たちから伝授の池小ソーランを受け継いできました。今年も踊りを通して、自らが輝き、見ている方も感動を届けるという思いから「輝」をテーマにアイヌイラストレーションを目標として一生懸命練習してきました。心を一として全力で頑張ります！

**大阪芸術大学 よさこい結び**  
(おおさかびじゅつだいがくよさこいむすび)  
大阪府河内町 大阪芸術大学



わたしたちよさこい結びは今年メチャハビ一祭初参加にして3回生引退のお祭りになります。3回生が引退するのは寂しいですが、精一杯みんなまで元気に学生チームらしく笑顔で頑張りたいと思います！

**大阪市立東中浜小学校**  
(おおさかりつひらがなひがはましようがっこう)  
大阪府城東区 東中浜小学校



昨年に引き続きの参加です。運動会で毎年5年生が南中ソーランに取り組みます。友達と一つのものを作り上げる事を通して絆の大切さを感じます。

**今福SO-RANキッズ**  
(いまふくそらんきッズ)  
大阪府城東区 今福小学校



今年で結成10年目を迎えましたが、久々の「本祭」に参加しました。小学2年生から5年生と中学生のチームですが、大きな舞台の経験は少なく、練習成果を出せるよう頑張ります。

**大阪市立城東中学校**  
(おおさかとりつじょうとうちゅうがっこう)  
大阪府城東区 城東中学校



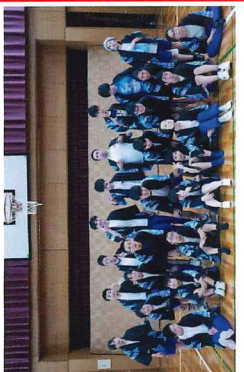
今年の体育大会で3年生男子約100人で南中ソーランに取り組みました。その時の感動と中学校卒業に向けての思い出を作りたと思います。

**大阪府立今宮高等学校**  
(おおさかふりついまみやこうとうがっこう)  
大阪府浪速区 今宮高等学校



大阪メチャハビ一祭第20回開催おめでとうございます。心からお祝い申し上げます。今日は、久しぶりのソーランでの参加で、記念大会でもあり、とても楽しみにしています。今回のテーマは「飛翔」です。新しい羽ばたき、空を舞う力強いイメージで、青春真っ只中のソーランを、お楽しみください。(※1Pもご覧ください)

**大阪府立泉北高等学校 支援学校**  
(おおさかふりつせんほくこうとうしゅうえんがっこう)  
大阪府堺市 泉北高等学校 支援学校



大阪府立泉北高等学校南中ソーラン部です。今年で創部5年目になりました。今年も南中ソーランが大好きなメンバーが集まり、2か月という短い時間の中で一生懸命練習を頑張ってきました。かっこよく、笑顔で、元気いっぱい踊ります。応援よろしくお願いします。

**キャスケット**  
(きゃすけつ)  
大阪府東淀川区 有志団体



皆さんこんにちは。ち田キャスケットです！今年もメチャハビ一祭を楽しみに練習してきました。笑顔でハッピー、キョーに踊れるよう頑張りますので、応援よろしくお願いします！

**小桃**  
(こもも)  
大阪府寝屋川市 有志団体



寝屋川市を中心に活動している女の子ばかりのチーム、小桃です。4歳～8歳までの27名で日々練習しています。元気いっぱい、笑顔満開に踊ります！

**大阪府立茨谷高等学校 IZA 笑舞**  
(おおさかふりつひつたにこうとうがっこういざいぶ)  
大阪府池田市 茨谷高等学校



みなさんこんにちは。大阪府立茨谷高等学校 IZA 笑舞です。私たちが、笑って、舞って、書きまして、見に来てくださるみなさまを笑顔にするために活動しております。今日は、精一杯頑張らせていただきますので、手拍子、足拍子、心拍子のほど、よろしくお祈りいたします！

**河内連**  
(かわちれん)  
大阪府河内長野市 有志団体



大阪府河内長野市を拠点に活動している河内連です。見てくださっているお客様が楽しんでいただけているように心を込めて踊らせていただきます。手拍子心拍子どうぞよろしくお祈り致します。なだいまメンバー絶対賛助募集です!!

**高陵パワフルキッズ**  
(こうりょうぱわふるきッズ)  
大阪府枚方市 高陵幼稚園



昨年からずっと憧れていた鳴子踊り。北の北海道の海をイメージしながら踊ってきました。元気いっぱい、のどを皆さんにお見せして、笑顔たくさん届けたいと思います。

**踊ろや**  
(おどろや)  
京都府八幡市 有志団体



踊ろや結成21年目。今年の曲はおなじみ「お祭りマンボ」です。リズムにのり、つちわを持って軽快にとまどいませませんが、いつものおばさんパワースタイルをつけて元気よく踊ります。どうぞご声援をお願いします。

**【観客参加型プログラム】健康そーらん**  
(けんこうそーらん)  
広島市 特別参加



広島を活動拠点としており、「チーラムBTB広島〜響〜」です。私たちは「NPO法人健康つくり推進機構BTB」の防災カラダづくりとして、「健康そーらん」を拡める活動をしています。さらに多くの方に、安心して取り組んでいただくため、広島大学浦邊幸夫教授と効果検証を行い、第54回日本理学療法学会大会にて発表させていただきました。大切な人の命を守るために、皆さん「健康そーらん」を体験体感しましょう！





**東中浜よさこいTEAMさくら**  
(ひがしなかはまよさこいちーむさくら)

大阪府城東区 東中浜校下



大阪府城東区内で活動し、10年を迎えました。地域の小学生から大人までの色々な年代が共にお互いを支えています。

**100人よさこい**  
(ひゃくにんよさこい)

大阪府東淀川区 豊新小学校



豊新小学校生涯学習よさこいチームと枚方チームで100人をめざしています。若者男女下は2歳から、上は80歳まで、入れ替わりが多くて中々100人にはなりません。今日も仲良く楽しく踊りますのでお願いします。

**枚方パワフルマム**  
(ひらかたばわふるまむ)

大阪府枚方市 有志団体



今年も鳴子踊りをこよなく愛するメンバーが集まりました。枚方幼稚園ママとOGの、とっても楽しい仲間です。毎年この場に立てるよさを胸に、はしゃげる笑顔でパワフルに踊ります!!

**枚方めっちゃ踊り隊**  
(ひらかためっちゃおどりたい)

大阪府枚方市 大阪メチャ/ピ一祭実行委員会



小学生から大人までのメンバーでいっしょアットホームに練習しているチームです。今年も枚方会場を盛り上げますよ。よろしくお願いします。

**枚小ソーラン隊「清」**  
(ひらしょうそうらんたいせい)

大阪府枚方市 枚方小学校



一つのことと全力で打ち込んだ後の清々しさ。それを体験するために5年生138人が力を合わせて南中ソーランの練習に打ち込んできました。魂のこもった踊りをどうぞご覧下さい。

**ピンクチャイルド**  
(ぴんくちやいりど)

大阪府寝屋川市 有志団体



寝屋川市を中心に活動しています女の子ばかりのチームピンクチャイルドです。女性らしく華やかに力強く笑顔満開に踊ります。

**福夢寿女**  
(ふくむすめ)

大阪府浪速区 有志団体



福夢寿女は結成9年目に入りました。メチャ/ピ一祭の出演を目標に頑張っています。今年は新しい曲に挑戦します。元気に踊りますので、応援をお願いします。

**BUNROKU**  
(ぶんろく)

大阪府守口市 有志団体



人をなぐ橋となる、心動かす波となる。大阪府守口市を拠点に活動するよさこいチームです。多くの方々の心に届く演舞をめざして日々練習に励んでいます。大きなご声援をよろしくお願いいたします。

**夢舞ing**  
(むーびんぐ)

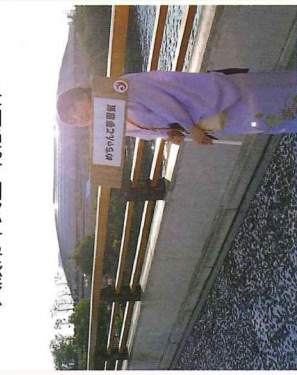
大阪府阿倍野区 長池小学校 昭和中学校中心



こんにちは夢舞ingです。私達は大阪市阿倍野区のとくさんのイベントに参加させて頂いています。年々メンバーが減少していますが、めげずに、本日も迫力満点の元氣MAX!!笑顔満開の夢舞ingを見て下さるようお願いいたします!

**めちゃんこ夢邪気**  
(めちゃんこむじやぎ)

大阪府中央区 有志団体



大阪はナンバを拠点に活動しているチームです。踊りを通して、人と人、心が繋がり、世界がひとつになることを祈りながら、元氣いっぱい踊らせていただきます。

**紅くじやく**  
(べにくじやく)

大阪府豊中市 有志団体



思いやりの心を忘れず、お互いを認め、協力、団結し、みんなが笑顔になれる様楽しく踊ろうと集まったメンバーです。踊りを通してOne for all for one、でいられる様頑張っています。

**明治大学男子  
チャナデイングチームANCHORS**  
(めいしだいがくたんとしちあんちーむちーむあんかーず)

東京都杉並区 明治大学



世界的にも珍しい男子だけでチャナデイングを行うANCHORS男子ならではのアクロバティックな技と爽やかな笑顔で皆さんを魅了します!

**八戸東ソーラン隊**  
(やへひがそーらんたい)

大阪府東大阪市 八戸ノ里東小学校



私達は、東大阪市立八戸ノ里東小学校の5年生の有志で結成されたチームです。春の運動会で初めてソーランに取り組みました。ソーランを通して、団結力を養い、さらなる技術を磨き、この祭で発揮したいと思っています。

**豊南HOTソーランサークル**  
(ほうなんほつとそーらんさーくる)

大阪府豊中市 豊南小学校



豊南HOTソーランサークルは、小学生を中心とした活気溢れるチームです。元氣いっぱい楽しみながら踊って、会場を盛り上げられたらと思います。宜しくお願いします。

**メチャ/ピ一踊り子隊**  
(めちやひーおどりこたい)

大阪府 大阪メチャ/ピ一祭実行委員会



こんにちはメチャ/ピ一踊り子隊です! 私たちはこの大阪メチャ/ピ一祭のオフィシャルチームとして、小学校高学年から社会人までのメンバーで活動しています。今日はメチャ/ピ一な1日にしよう!

**焼野ソーラン会**  
(やけのそーらんかい)

大阪府鶴見区 焼野地域活動協議会



みなさん、こんにちはは大阪市鶴見区の『焼野ソーラン会』です。結成して6年目、初めての大阪城ホールで、皆んな緊張してドキドキしていますが、一生懸命ソーランを踊りますので、皆さん、温かいご声援、宜しくお願い致します。

**やっさーず!**  
(やっさーず)

大阪府鶴見区 妹野小学校



私たち「やっさーず!」は、今年で結成10年目です。メチャハッピー一祭に出るの初めで、6月から精一杯練習してきました。メチャハッピー一祭でも、全力を尽くしてがんばりたいと思います。やっさーず!全員で力を合わせて演技します!!

**よさこいそららんぼたる**

(よさこいそららんぼたる)

大阪市旭区 新森小路小学校



今年も、めチャハピを目指して年間頑張ってきたこの曲を通して、仲間の大切さなど色々な事を学んで進んで来ました。今年最後のお祭り、みんなで笑顔でファイナルステージに立てよう、精一杯頑張ります。よろしくお願致します!!

**YAMATOくれびと**

(やまとくれびと)

広島県呉市 阿賀中学校



阿賀中学校の生徒を中心に、卒業生も集まり活動しています。オリジナル曲にこだわって、結成から16年先輩から後輩へ受け継いできました。今回は、原爆投下後の広島の人々が残した復興魂をテーマにした曲を踊ります!!

**よさこいソーラン龍(華組)**

(よさこいそらんりゅうはなぐみ)

大阪府門真市 有志団体



よさこいソーラン龍(華組)結成して5回目の挑戦です。演舞曲も3作目のオリジナル曲でチームの心をひとつにし、力強く、楽しく華やかに舞踊ります。応援よろしくお願いたします。

**山之上小学校 いき広場**

南中ソーランチーム

(やまのうえしょうがうがっこう いきひろば  
なんちゅうそらんちーむ)  
大阪府枚方市 山之上小学校



私たちは、枚方市山之上小学校いき広場の子ども達です。メチャハッピー一祭本祭に出演するのをはじめ、地域の「ふれあい豊まつり」やPTA主催の「スマイルフェスタ」への出演を楽しみに、練習に励んでいます。

**よさだん**

(よさだん)

大阪府四條畷市 PHROV



小学生から大人まで、年齢も背丈もベルモバラバラなメンバーで気持ちを一つに練習してきました。見て下さった方の心を動かせるような、そんな演舞を目指しています。よろしくお願いたします。

税務・会計・人事労務・クラウド会計導入、相続・事業継承等  
なんでもご相談ください



**税理士法人 たいよう総合会計事務所**

〒584-0025 大阪府都島区片町2-7-22 たいようビル  
TEL: 06-6353-7575 MAIL: office@taiyo-kaikei.com



2004年10月、大阪メチャハピ一祭は大阪城ホールにメイン会場を初めて開催しました。その記念すべきオーブニングに、大阪市城東区にある城陽中学校吹奏楽部が演奏して頂きました。そのときの先生が梅田先生で、このたび15年ぶりにご縁を頂戴して今回の特別出演となりました。今や日本一の吹奏楽部として有名な大阪桐蔭高校吹奏楽部の演奏を、どうぞお楽しみください。



**大阪桐蔭高校吹奏楽部**

**特別出演**

いずれもファイナルステージ(大阪城ホール)にて

**大阪市立大学チーム 朱蘭**



大阪市住吉区で活動しております大阪市立大学チーム朱蘭と申します。「演舞も人も一期一会」をモットーに、踊り子全員でめチャハピ一祭りを盛り上げさせていただきます!

**さくら**



寝屋川市を中心に活動している小学3年生~5年生までのチーム「さくら」です。跳んで回って元気いっぱいに踊ります。よろしくお願致します。

**レジエントチーム**

昨年本祭「遊の部」で「メチャハッピー賞」「バンザイ賞」を受賞された「大阪市立大学チーム朱蘭」、「さくら」の両チームの皆様にご敬意を表し、レジエントチームとしてそれぞれ約10分、スペシャルな演舞を披露☆大阪城ホール「ファイナルステージ」にて。

**大阪府立今宮高校ダンス部**

**シヨ一作品「今宮飯店」**



8月に大阪中央体育館で行われた、ダンスドリル全国大会2019で、団体総合優勝・文部科学大臣賞を獲得し、シヨ一ドリル部門第1位を頂いた「今宮飯店」をご覧ください。人里離れた山奥にある今宮飯店。もちろん料理は美味しく素晴らしい、でもその店のシヨ一タイムのダンスはもっと素晴らしいと、お客さんの評判が高いらしい。それでは、皆様にご顔をご馳走します。

# 2019(第20回) 大阪メトロ心祭 本祭 開催概要

開催日時 2019年10月14日(月・祝) 10:00~20:30(時間は予定)

主催団体 大阪メトロチャハピ一祭実行委員会【NPO法人OHP】

〒534-0025 大阪市都島区片町2-7-22

TEL: 06-4800-8787 FAX: 06-6353-5959

e-mail [ohp@mechahappi.com](mailto:ohp@mechahappi.com)

公式ホームページ <http://mechahappi.com/>

参加踊り子人数 約2,300名(61チーム)

後援

(一社)2025年日本国際博覧会協会、近畿経済産業局、大阪府、大阪市、大阪府教育委員会、大阪市教育委員会、高知県、大阪府PTA協議会、大阪府立高等学校PTA協議会、大阪市PTA協議会、大阪市立高等学校PTA協議会、大阪商工会議所、(公財)関西・大阪21世紀協会、大阪観光局、(一社)大阪青年会議所、大阪市商店会総連盟、大阪府商店街振興組合連合会、NHK大阪放送局、読売テレビ、MBS、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社

助成

令和元年(平成31年)度 大阪府 市民活動推進助成事業

公益社団法人 企業メセナ協議会「2021芸術・文化による社会創造ファンド」

協力 公益社団法人 大阪府柔道整復師会

会場 大阪城ホール(メイン会場) 12:00~20:30  
ツイン21ギャラリー 11:00~16:00  
パークアベニニュー(道路) 11:00~16:00  
ラブリータウン古川橋ステージ 10:00~15:00  
ニッパパーク岡東中央 10:00~15:00



各会場の地図等は  
こちら

2019大阪メトロチャハピ一祭 公式ガイドブック 10月14日発行

発行：大阪メトロチャハピ一祭(NPO法人OHP)事務局

〒534-0025 大阪市都島区片町2-7-22 TEL:06-4800-8787 FAX:06-6353-5959

印刷・製本：サンエクスセル株式会社



## 大阪メトロ心祭

### 廣内税務会計事務所

所長/税理士 廣内 昌隆

〒661-0002 兵庫県尼崎市塚口町5-29-2

TEL 06-6422-2626 FAX 06-6422-2644

阪急神戸線 塚口駅より徒歩8分

# 新規登録団体資料

## (NPO法人ひらかた生物飼育部LABO)

---

① 団体登録申請書	・・・P1
② 団体登録簿	・・・P3
③ 定款	・・・P5
④ 登記事項証明書	・・・P13
⑤ 2021 年度事業報告書	・・・P15
⑥ 2021 年度活動計算書	・・・P17
⑦ 前事業年度の役員名簿	・・・P19
⑧ 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿	・・・P21
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	・・・P23
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	・・・P25
⑪ その他参考資料	・・・P27





令和4年7月22日

枚方市長

申請者  
団体名 NPO法人ひらかた生物飼育部LABO  
主たる事務所の所在地 〒593-61145 大阪府枚方市黄金野1-1-6  
代表者 石飛 ひとた  
連絡先 [REDACTED]

### 枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

#### 記

#### 添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※（4）～（7）については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。

※（5）及び（9）の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）



第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。



枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和 4 年 7 月 22 日届出

団体名	フリガナ ヒラカタセイブツシイクラボ NPO法人 ひらかた生物創育部LABO
代表者氏名	フリガナ イシトビ ヒナタ 石飛 ひなた
主たる事務所の所在地	〒573-1145 大阪府 枚方市黄金野1-1-6
電話番号	 FAX
メールアドレス	
ホームページアドレス	<a href="http://hirakata19labo.wixsite.com/hirakalabo">http://hirakata19labo.wixsite.com/hirakalabo</a>
活動内容	※PRや活動成果等を記入 枚方市をはじめ、全国の生物多様性を守るため、大阪府立枚方高校生物創育部の卒業生を中心に中心となって設立した、非常に若いNPO法人です。 枚方市の絶滅危惧種の保護活動や生息地の保全、里山整備、環境教育の一環としてのミニ移動水族館などを積極的に活動しています。
活動を開始した年月日	2021年 11 月 9 日 〔 NPO法人設立(登記)年月日/2021年 11 月 9 日 〕
団体の運営状況(本登録簿の届出日現在)	①会員数 会員 <u>12</u> 人 ●内 訳/正会員 <u>12</u> 人 賛助会員 <u>0</u> 人 ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ <u>    </u> 人 非常勤有給スタッフ <u>    </u> 人 ボランティア等 <u>12</u> 人 ファンドレイザー(資金調達係) 専任 <u>    </u> 人 兼任 <u>    </u> 人 ③入会金 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>    </u> 円 ④会費 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>年 5000</u> 円

団体の運営 状況(本登録 簿の届出日 現在)	⑤寄付金 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>40000</u> 円		
	⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)		
	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額
運営総経費 のうち特定 非営利活動 の占める割 合	①特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」) 実施している ・ <input checked="" type="radio"/> 実施していない ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費 _____ 円		
	②特定非営利活動に係る事業(根拠: <u>2021</u> 年度収支計算書又は活動計算書) ●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費 (事業費+管理費) _____ 円 $\frac{②}{①+②} = \frac{\quad}{100} \% \text{ (小数点以下四捨五入)}$ 注:「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入		
当基金に登 録する理由	<input checked="" type="radio"/> 資金調達のため ※主なもの一つに○印 ・事業拡大のため ・社会的信用力が向上すると考えるため ・その他( )		

# NPO 法人 ひらかた生物飼育部 LABO 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、NPO 法人ひらかた生物飼育部 LABO という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、絶滅危惧種とその生息環境の保全に関する事業を行うとともに、地域の人々が身近な自然や生物に触れる活動に関する事業を行い、枚方市周辺及び日本全国の自然環境の保全と地域づくりに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 生物や自然環境の調査・研究・飼育事業
- (2) 絶滅危惧種等の在来種とその生息環境の保全事業
- (3) 生物や自然環境に関する情報の収集・発信・展示・保存事業
- (4) 民間及び公共団体の生物や自然環境に関する取り組みに対する支援・提言事業
- (5) 各種刊行物の企画・制作・提供事業
- (6) 生物や自然環境の大切さや楽しさを伝える物品の企画・制作・提供事業
- (7) 生き物館、自然体験施設及び生き物カフェの運営に関する事業
- (8) 生き物の販売に関する事業
- (9) その他この法人の目的達成に関する事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

もって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面等により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び職員)

第19条 この法人に、顧問及び事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 顧問は理事会で選出し、理事長がこれを任命する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、又は理事会に出席して法人の活動や運営に助言をすることができる。ただし理事会での表決権は有しない。
- 4 職員は、理事長が任命する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法(以下「書面等」という。)をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等を

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。



(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	石飛 ひなた
副理事長	杉林 直人
理事	井内 愛菜
理事	公文 陽太
監事	葛原 里美
- 3 この法人の設立当初の顧問は、次に掲げる者とする。

顧問	三井 裕明
----	-------
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 5 年 6 月 30 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- 7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	なし
正会員会費	年額 5 0 0 0 円
(2) 賛助会員入会金	なし
賛助会員会費	年額 5 0 0 0 円



## 履歴事項全部証明書

大阪府枚方市黄金野一丁目1番6号  
NPO法人ひらかた生物飼育部LABO

会社法人等番号	1200-05-022585	
名称	NPO法人ひらかた生物飼育部LABO	
主たる事務所	大阪府枚方市黄金野一丁目20番7号	
	大阪府枚方市黄金野一丁目1番6号	令和 4年 3月 2日更正
法人成立の年月日	令和3年10月28日	
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、絶滅危惧種とその生息環境の保全に関する事業を行うとともに、地域の人々が身近な自然や生物に触れる活動に関する事業を行い、枚方市周辺及び日本全国の自然環境の保全と地域づくりに寄与することを目的とする。この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 環境の保全を図る活動  (2) 社会教育の推進を図る活動  (3) まちづくりの推進を図る活動  (4) 子どもの健全育成を図る活動  (5) 科学技術の振興を図る活動  (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 生物や自然環境の調査・研究・飼育事業  (2) 絶滅危惧種等の在来種とその生息環境の保全事業  (3) 生物や自然環境に関する情報の収集・発信・展示・保存事業  (4) 民間及び公共団体の生物や自然環境に関する取り組みに対する支援・提言事業  (5) 各種刊行物の企画・制作・提供事業  (6) 生物や自然環境の大切さや楽しさを伝える物品の企画・制作・提供事業  (7) 生き物館、自然体験施設及び生き物カフェの運営に関する事業  (8) 生き物の販売に関する事業  (9) その他この法人の目的達成に関する事業</p>	
役員に関する事項	大阪府 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 理事 石 飛 ひ な た	
登記記録に関する事項	設立	令和 3年10月28日登記

大阪府枚方市黄金野一丁目1番6号  
NPO法人ひらかた生物飼育部LABO



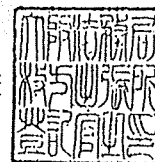
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 4年 7月22日

大阪法務局枚方出張所  
登記官

大 谷 邦 彦



# 2021年度事業報告書

NPO法人ひらかた生物飼育部 LABO

## I 事業期間

設立の日(2021年11月9日)～2022年3月31日

## II 事業の成果

初年度ということもあり事務所の整備に尽力したが、枚方市・大阪府立枚方高校生物飼育部・ひらかた生き物調査会・田原里山の会・里山の会穂谷と連携し、地域のビオトープ整備・里山調査などの「絶滅危惧種等の在来種とその生息環境の保全事業」を行うことができ、また様々な枚方市内の団体とつながることができた。次年度は枚方市緑化フェスやひらかたファミリーフェスタなどで生物展示(生物や自然環境に関する情報発信・展示事業)を積極的に行う予定である。

## III 事業の実施状況

### 1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 生物や自然環境の調査・研究・飼育事業  
(内容) 大阪府、枚方周辺の里山や水辺、沖縄県石垣島での生物種とその生息環境の調査、  
(実施場所) 枚方市周辺及び日本全国の水辺・里山  
(実施日時) 12/28, 1/3, 1/5, 2/16, 3/27~31  
(事業の対象者) 会員、一般市民、その他環境団体、行政  
(収益) 0円  
(費用) 0円
- (2) (事業名) 絶滅危惧種等の在来種とその生息環境の保全事業  
(内容) 竹林伐採や湿地の保存等、枚方周辺の里山の整備  
(実施場所) 枚方市周辺の里山  
(実施日時) 11/9, 11, 13, 12/19  
(事業の対象者) 会員、一般市民、事業者、行政  
(収益) 0円  
(費用) 0円
- (3) (事業名) 生物や自然環境に関する情報の収集・発信・展示・保存事業  
(内容) 事務所生物展示室等の整備  
(実施場所) 事務所  
(実施日時) 11/28, 12/11, 12/28, 1/7, 1/23, 2/5, 2/26, 3/21  
(事業の対象者) 会員、一般市民  
(収益) 0円  
(費用) 31042円

## IV 社員総会の開催状況

### 第1回通常総会

(日時) 2022年3月27日 18時から19時  
(場所) オンライン開催  
(社員総数) 12名  
(出席者数) 12名(うち委任状出席者0名、書面表決者0名)  
(内容) 理事長挨拶、今年度の事業報告と会計報告、次年度の活動計画

## V 理事会その他の役員会の開催状況

### 第1回理事会

(日時) 2022年3月27日 19時から20時  
(場所) オンライン開催  
(社員総数) 5名  
(出席者数) 5名(うち委任状出席者0名、書面表決者0名)  
(内容) 今年度の事業報告と会計報告、次年度の活動計画



## 2021年度 活動計算書

2021年11月9日から2022年3月31日まで

NPO法人ひらかた生物飼育部LABO  
(単位：円)

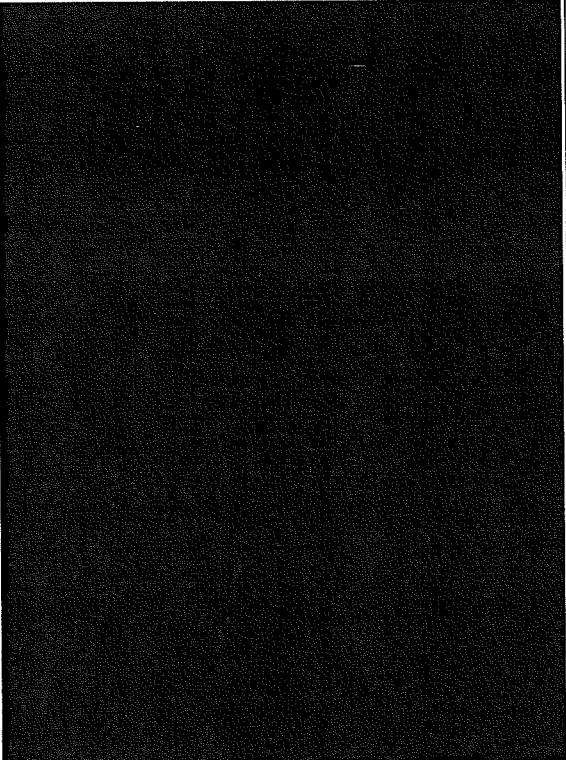
科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	60000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄付金		
受取寄付金	247900	
資産受贈益	100000	
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
4 事業収益	0	
5 その他収益	0	
経常収益計		407900
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
購入物品	31042	
その他経費計	31042	
事業費計		31042
2 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
光熱費	479	
支払手数料	247900	
その他経費計	248379	
管理費計		248379
経常費用計		279421
当期経常増減額		128479
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		128479
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		128479
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		128479





# 役員名簿

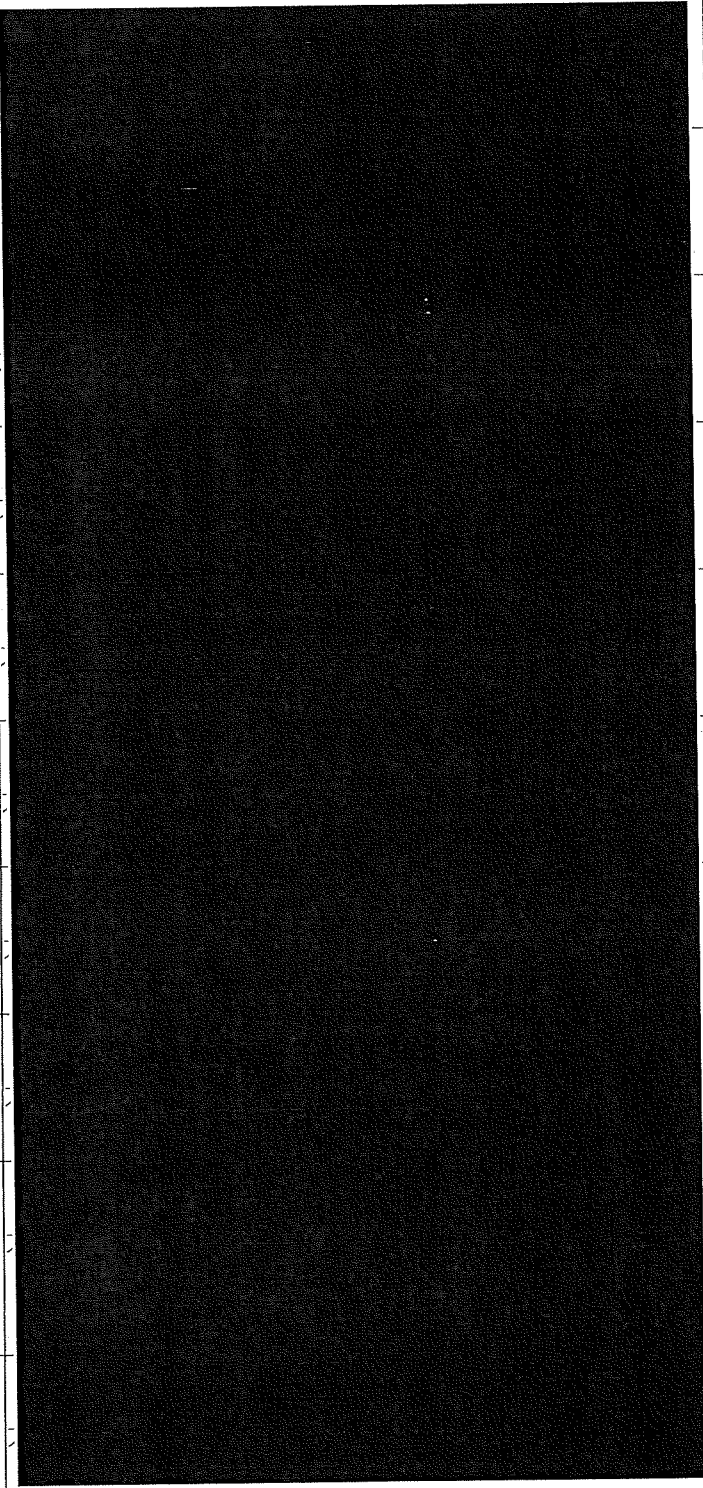
NPO 法人ひらかた生物飼育部 LABO

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	いしとび 石飛 ひなた		無
理事	いうち あいな 井内 愛菜		無
理事	くもん ひなた 公文 陽太		無
理事	すぎばやし なおと 杉林 直人		無
監事	くずはら さとみ 葛原 里美		無



社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

NPO 法人ひらかた生物飼育部 LABO

	氏名	住所又は居所
1	石飛ひなた	
2	井内愛菜	
3	葛原里美	
4	公文陽太	
5	三井裕明	
6	大迫将馬	
7	土居俊介	
8	濱田玲志	
9	杉林直人	
10	伊藤菖	



# 2022年度事業計画書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

NPO法人ひらかた生物飼育部LABO

## I 事業の実施方針

特定非営利活動に係る事業について、生物、自然、そこに携わる人々とのふれあいを大切にして調査・研究を行うとともに、得た情報をまとめ、自然環境や生物に興味のある市民や事業者伝えていく活動に繋がるようにする。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 生物や自然環境の調査・研究・飼育事業

- 【内 容】 魚類等水生生物の種類数および個体数・温度・植生・底質調査等、主に枚方周辺の里山・水辺等に生息する生物とその生息環境の調査・研究
- 【実施場所】 枚方市周辺及び日本全国の水辺・里山
- 【実施日時】 年10回程度
- 【事業の対象者】 会員、一般市民、その他の環境団体、行政
- 【収 益】 0千円
- 【費 用】 30千円（旅費交通費1千円×10回、消耗品費20千円）

#### (2) 絶滅危惧種等の在来種とその生息環境の保全事業

- 【内 容】 竹林の伐採や湿地の保存等、主に枚方周辺の里山の整備
- 【実施場所】 枚方市周辺の里山
- 【実施日時】 年20回程度
- 【事業の対象者】 会員、一般市民、事業者、行政
- 【収 益】 0千円
- 【費 用】 20千円（消耗品費20千円）

#### (3) 生物や自然環境に関する情報の収集・発信・展示・保存事業

- 【内 容】 出前水族館等、イベントにおける生き物やパネル展示等、身近な自然を伝える展示活動
- 【実施場所】 大阪府内
- 【実施日時】 年2回程度
- 【事業の対象者】 一般市民
- 【収 益】 0千円
- 【費 用】 5千円（消耗品費5千円）

(4) 民間及び公共団体の生物や自然環境に関する取り組みに対する支援・提言事業

- 【内 容】 出前授業や合同自然調査等、市民団体や小中高校生の自然保護活動の支援  
【実施場所】 日本全国  
【実施日時】 年2回程度  
【事業の対象者】 一般市民、事業者、その他の環境団体  
【収 益】 0千円  
【費 用】 5千円 (旅費交通費1千円×2回、消耗品費3千円)

(5) 各種刊行物の企画・制作・提供事業

- 【内 容】 調査報告や活動報告等、生物や自然、本法人の活動に関する刊行物の発刊等  
【実施場所】 日本全国における刊行物の提供場所  
【実施日時】 年1回程度100部程度発行  
【事業の対象者】 一般市民  
【収 益】 0千円  
【費 用】 10千円 (消耗品費10千円)

(6) 生物や自然環境の大切さや楽しさを伝える物品の企画・制作・提供事業

- 【内 容】 ドングリや貝殻を使った工作等、自然工作の体験教室の開催  
【実施場所】 枚方市内各所  
【実施日時】 年2回程度  
【事業の対象者】 一般市民  
【収 益】 10千円 (参加費@5千円×2回)  
【費 用】 5千円 (消耗品費5千円)

(7) 生き物館、自然体験施設及び生き物カフェの運営に関する事業

当該年度は実施予定なし

(8) 生き物の販売に関する事業

当該年度は実施予定なし

(9) その他この法人の目的達成に関する事業

当該年度は実施予定なし

# 2022年度活動予算書

NPO法人ひらかた生物飼育部LABO  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60000		
賛助会員受取会費	30000		
		90000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	50000		
		50000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
生物や自然環境の大切さや楽しさを伝える物品の企画・制作・提供事業	10000		
		10000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			150000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	12000		
消耗品費	53000		
その他経費計	65000		
事業費計		65000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	20000		
水道光熱費	20000		
雑費	0		
租税公課	17300		
その他経費計	57300		
管理費計		57300	
経常費用計			122300
当期経常増減額			27700
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			27700
前期繰越正味財産額			128479
次期繰越正味財産額			156179





# ひらんぼ



サブリ探偵 ひらんぼが行く

## 枚方高校生物飼育部 と



## NPO法人ひらかた生物飼育部LABO

枚方高校生物飼育部とNPO法人ひらかた生物飼育部LABOについての紹介は2ページへ。(文・松宮 有里)

枚方高校生物飼育部とNPO法人ひらかた生物飼育部LABOの皆さんの、サブリ村野にあるビオトープでの活動が始まったのは、2020年に「淡水魚の野外飼育実験をしたい」「地域の環境を守るために、たくさんの方が集まる場所で環境教育ができないか」という相談を「枚方いきもの調査会」の方々にしたことがきっかけだそうです。

皆さんによると、「サブリ村野のビオトープは水深が様々で、泥が多い場所や石が多い場所に加え、周りに草むらも有り、小さなエリアに多様な自然環境が存在しているのが特徴。小さい子どもから大人まで、たくさんの方が集まる場所なので、生き物について知ってもらうには最高の場所」とのことでした。

枚方高校生物飼育部とNPO法人ひらかた生物飼育部LABOについて



# 枚方高校生物飼育部

枚方高校生物飼育部は、2016年7月に同好会として発足し、翌2017年9月に部となり、現在5年目です。現在の部員数は、1年生8人、2年生15人、3年生11人の計34人（5月取材時点）。

普段の活動は、平日は学校の実験室で飼育している生き物のお世話や学校敷地内にある畑の管理、休日はフィールドワークやボランティア活動をされています。また、最近では広報活動にも力を入れておられ、部の公式ツイッターのフォロワー数は400人を突破、ヤマトサンショウウオの「やまとさん」や「やまとん」といったマスコットキャラクターも発表されました。

彼らの活動の原動力は、「生き物の魅力」、「命を預かっているという責任感」そして何より「生き物が好き」という気持ちとのこと。しかしながら、この2年程は新型コロナウイルス感染症により、できないことが多かったため「やりたいことリスト」を作成されていたそうです。

今後は、これまでの活動に加えて、畑の管理や広報活動に更に力を入れていくことはもちろん、他校との交流もしていきたいとのこと。またその他に、「実験室に冷房のかわりにグリーンカーテンを設置していきたい」と語



校内の畑



実験室の様子

## 枚方高校生物飼育部



枚方高校生物飼育部  
@HirakoBiologyC

検索



顧問  
三井先生

「やりたいことリスト」の内容が、少しずつでも達成されていくことを応援していきたいと思っています。



左から、中村副部長(3年)・網島部長(3年)・日下部さん(2年)・眞田さん(2年)

# NPO法人ひらかた生物飼育部LABO

NPO法人ひらかた生物飼育部LABOは、2021年10月、石飛理事長がまだ「枚方高校生物飼育部」に部長として在籍していたとき、「生物を相手にするには高校の3年間では短い。部活動で得た知識や経験をさらに活かして、生き物、環境を守っていきたい」という思いから、NPO法人として設立されました。現在の会員数は11人（5月取材時点）。普段の活動は、10年以上上空き家だった物件を事務所として提供を受けたため、そのリフォーム作業を頑張っているとのこと。また、設立して間もないため、各所へ提出するための資料の作成や、会費の徴収など慌ただしくされています。

彼らの活動の原動力は、「部活動のときにお世話になった方々との繋がり」「知人や地域の方が『記事見たよ』と声をかけてくれること」だそうです。事務所のリフォーム作業については、枚方市のホームページ等でも紹介されていたので、ご存知の方も多はず。

今後は、自分たちでイベントを開催したり、事務所で生き物に関する授業や環境についてのワークショップなどをしていきたいと語っておられました。

今回、取材に応じて下さった皆さんには、「一番好きな生き物はなんですか?」という質問もさせて頂いたのですが、「流石、生物飼育部」と思える左記のような回答でした。枚方高校生物飼育部、NPO法人ひらかた生物飼育部LABOの皆さん、これからも頑張ってください。

## 質問「一番好きな生き物は?」

回答 網島部長「ヤマトサンショウウオ」、中村副部長「ミルワーム」、日下部さん「爬虫類」、眞田さん「カエル」、石飛理事長「オオゴキブリ」、公文理事「タウナギ」



公文理事

石飛理事長



NPO法人 ひらかた生物飼育部LABO

## NPO法人ひらかた生物飼育部LABO



NPO法人ひらかた生物飼育部LABO  
@HiraLABO

検索

ホームページ : <https://hira419labo.wixsite.com/hiralabo>

# 新規登録団体資料

## (特定非営利活動法人陽だまりの会)

① 団体登録申請書	．．．P1
② 団体登録簿	．．．P3
③ 定款	．．．P5
④ 登記事項証明書	．．．P11
⑤ 2021 年度事業報告書	．．．P13
⑥ 2021 年度活動計算書	．．．P19
⑦ 前事業年度の役員名簿	．．．P21
⑧ 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿	．．．P23
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	．．．P25
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	．．．P27





年 月 日

枚 方 市 長

申 請 者	特定非営利活動法人
団 体 名	陽だまりの会
主たる事務所の所在地	〒573-1161 枚方市交北2丁目7番15号
代 表 者	理事長 津田佳積
連 絡 先	[Redacted]

### 枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

#### 記

#### 添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※（4）～（7）については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。

※（5）及び（9）の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

## 枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和 年 月 日届出

団体名	フリガナ トクテイホウリカクホウジン <u>ヒダマリノカイ</u> 特定非営利活動法人 <b>陽だまりの会</b>		
代表者氏名	フリガナ <u>ツダ ヨシツグ</u> <b>理事長 津田 佳積</b>		
主たる事務所の所在地	〒573-1161 枚方市交北2丁目7番15号		
電話番号		FAX	
メールアドレス			
ホームページアドレス	<a href="http://www.e-soka.net/hidamari/index.html">http://www.e-soka.net/hidamari/index.html</a>		
活動内容	※PRや活動成果等を記入 当会は、「精神障害者の生活の場づくりを考える市民の会」として1989年に発足しました。当時(実は今もそうですが)、精神障害者への理解は社会的に進んでおらず、多くの精神科病院で、必ずしも入院の必要がないにもかかわらず、社会的入院という名目で20年30年と入院されていた方が多くおられ、また退院を目指してもなかなか住む所が見つからなかったり、昼間行く場所がなかったりする現状でした。会は、精神障害者当事者、家族、支援者等関係者が中心になり結成され、地域で精神障害者の理解を深め、障害者が差別なく生活できる社会を目指して活動を続けてきました。 その都度、必要と思われる事業を増やしてきた結果、現在就労継続支援B型事業所(お弁当と焼き菓子づくり)、生活介護事業所(喫茶店や内職)、訪問介護(ヘルパー)事業所、グループホームを運営し、居場所としての地域活動支援センターや相談事業所を枚方市から委託を受けています。そのような活動を社会でおこなうことが、精神障害者の理解を深め、活動する場を広げると考えています。事業を行う中で、地域のボランティアの皆様にも多くかかわってもらっています。また、私たちの目的を広く知ってもらうための講演会等も適宜実施しており、2019年には発足30周年を記念して、北海道で同様に活動をして評価されている「べてるの家」のメンバーや職員をお招きして、講演会+ディスカッションを実施しました。		
活動を開始した年月日	1989年 9月 30日 ( NPO法人設立(登記)年月日 / 1999年 9月 3日 )		
団体の運営状況(本登録簿の届出日現在)	①会員数 会員 <u>262</u> 人 ●内 訳 / 正会員 <u>250</u> 人 賛助会員 <u>12</u> 人 ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ <u>23</u> 人 非常勤有給スタッフ <u>19</u> 人 ボランティア等 <u>9</u> 人 ファンドレイザー(資金調達係) 専任 _____ 人 兼任 _____ 人 ③入会金 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 _____ 円 ④会費 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>3000</u> 円		

団体の運営 状況(本登録 簿の届出日 現在)	⑤寄付金 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>2,955,803</u> 円															
	⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)</th> <th>補助・受託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>板橋市 委託事業</td> <td>相談支援事業 基幹相談支援事業 地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型 他 2021年度</td> <td>34,230,404</td> </tr> <tr> <td>共同生活 援助事業</td> <td>クリールホーム 2021年度</td> <td>29,016,670</td> </tr> <tr> <td>居宅介護事業 郵便支援事業</td> <td>ホームヘルプ サポート 2021年度</td> <td>24,793,077</td> </tr> <tr> <td>通所介護</td> <td>就労継続支援Ⅱ型 生活介護 2021年度</td> <td>52,454,370</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額	板橋市 委託事業	相談支援事業 基幹相談支援事業 地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型 他 2021年度	34,230,404	共同生活 援助事業	クリールホーム 2021年度	29,016,670	居宅介護事業 郵便支援事業	ホームヘルプ サポート 2021年度	24,793,077	通所介護	就労継続支援Ⅱ型 生活介護 2021年度	52,454,370
	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額													
	板橋市 委託事業	相談支援事業 基幹相談支援事業 地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型 他 2021年度	34,230,404													
共同生活 援助事業	クリールホーム 2021年度	29,016,670														
居宅介護事業 郵便支援事業	ホームヘルプ サポート 2021年度	24,793,077														
通所介護	就労継続支援Ⅱ型 生活介護 2021年度	52,454,370														
①特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」) 実施している <input checked="" type="radio"/> 実施していない ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費 <u>0</u> 円																
②特定非営利活動に係る事業(根拠: <u>2021</u> 年度収支計算書又は活動計算書) ●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費 (事業費+管理費) <u>181,243,035</u> 円 ②/①+② = <u>100</u> % (小数点以下四捨五入) 注:「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入																
運営総経費のうち特定非営利活動の占める割合																
当基金に登録する理由	<input checked="" type="checkbox"/> 資金調達のため ※主なものの一つに○印 <input type="checkbox"/> 事業拡大のため <input type="checkbox"/> 社会的信用力が向上すると考えるため <input type="checkbox"/> その他( )															



# 特定非営利活動法人 陽だまりの会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 陽だまりの会と云う。  
ただし、通称NPO 陽だまりの会と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 枚方市交北2丁目7番15号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、精神障がい者との共働作業によって、その自立と社会参加を推進し、市民としてあたりまえに暮らせる社会の実現をめざすと共に、人がいかなる状況においても、人として尊重され、その自己実現が可能となる社会の創造に努めることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法 第2条別表第1号 (保健、医療又は福祉の増進を図る活動) を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法に基づく一般相談支援事業
- (2) 障害者自立支援法に基づく特定相談支援事業
- (3) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
- (4) 障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業
- (5) 精神障がい者を主とする、障がい者と地域住民との交流を通じて相互理解を進めるための事業
- (6) 障がい者・高齢者等への配食等、生活を支援する事業
- (7) その他、目的を達成する為に必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

#### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。  
2. 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず返還しない。

#### (退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。  
2. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。  
(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。  
(2) 正当な理由なく会費を3年以上滞納し、催促しても支払う意思がないものと見なされるとき。  
(3) 除名されたとき。

#### (除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。  
(1) この定款に違反したとき。  
(2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 役員

#### (種別)

第11条 この法人に、次の役員を置く。  
(1) 理事 10名以上15名以内  
(2) 監事 2名  
2. 理事及び監事は総会において選出する。  
3. 理事の中から、その互選によって理事長1名、副理事長3名以内を選出する。  
4. 監事は、理事又はこの法人の職員をかねてはならない。  
5. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。

#### (理事の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。  
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。  
3. 理事は、理事会の構成員として、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の

業務を執行する。

(監事の職務)

第 13 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
4. 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
5. 理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期及び欠員補充)

第 14 条 役員任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 理事又は監事のうち 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(顧問)

第 15 条 この法人は、理事会の議決により顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、また理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べるることができる。

## 第 4 章 総会

(総会の構成)

第 16 条 総会は、この法人の最高意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2. 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第 17 条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 法人の解散
- (3) 法人の合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 事業計画及び活動予算の承認
- (6) 役員選任及び解任
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 18 条 定期総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の6分の1以上から、目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号による場合は監事が招集する。

(総会の定足数及び書面表決)

第20条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ書面でもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。又、その会員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議決)

第21条 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印した上、この議事録を法人の事務所において5年間据え置く。

## 第5章 理事会

(理事会の権能)

第23条 理事会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 活動予算及び事業計画の決定
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催及び議事)

第24条 理事会は必要に応じて理事長が招集する。

2. 理事総数の3分の1以上の召集の要請があった場合、理事長は理事会を招集しなければならない。
3. 理事会は理事数の3分の1以上の出席がなければ成立しない。
4. 理事会の議事は、出席した理事の過半数を持って決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。
5. 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。
6. 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第25条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 補助金
- (5) 事業収益
- (6) その他の収益

### (事業計画及び予算)

第26条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (事業報告書及び決算)

第27条 理事長は、毎事業年度終了後3カ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (予備費の設定及び使用)

第28条 予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるための予備費を設けることができる。

### (決算剰余金)

第29条 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

### (事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第31条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

### (解散)

第32条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 総会の決議による場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

## 第8章 事務局

第33条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

第34条 事務局は、法令の定めによる各種書類を事務所に備え置き、請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

## 第9章 雑則

(公告)

第35条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第36条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は2001年6月30日までとする。
3. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第26条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立初年度の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、成立の日から2000年3月31日までとする。
5. 設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、正会員 一口 3,000円、賛助会員 一口 5,000円とする。

(定款の一部改正)

1. この定款は、2006年9月15日一部改正し、同日より施行する。
2. この定款は、2013年3月6日一部改正し、同日より施行する。
3. この定款は、2019年6月22日一部改正し、同日より施行する。

2019年 6月 22日

特定非営利活動法人 陽だまりの会  
理事長 河野 和 永

# 履歴事項全部証明書

大阪府枚方市交北二丁目7番15号  
 特定非営利活動法人陽だまりの会

会社法人等番号	1200-05-013195	
名称	特定非営利活動法人陽だまりの会	
	特定非営利活動法人陽だまりの会	平成14年 6月 3日更正
主たる事務所	大阪府枚方市交北二丁目7番15号	
法人成立の年月日	平成11年9月3日	
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、精神障がい者との共働作業によって、その自立と社会参加を推進し、市民としてあたりまえに暮らせる社会の実現をめざすと共に、人がいかなる状況においても、人として尊重され、その自己実現が可能となる社会の創造に努めることを目的とし、その達成のために、特定非営利活動促進法第2条別表第1号（保健・医療又は福祉の増進を図る活動）を行う。</p> <p>事業として、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者自立支援法に基づく一般相談支援事業</li> <li>(2) 障害者自立支援法に基づく特定相談支援事業</li> <li>(3) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業</li> <li>(4) 障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業</li> <li>(5) 精神障がい者を主とする、障がい者と地域住民との交流を通じて相互理解を進めるための事業</li> <li>(6) 障がい者・高齢者等への配食等、生活を支援する事業</li> <li>(7) その他、目的を達成する為に必要な事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">平成25年 3月11日変更      平成25年 4月 2日登記</p>	
役員に関する事項	[黒塗り] 理事	平成29年 7月 2日就任
	河野 和 永	平成29年 9月 8日登記
		令和 1年 7月 1日退任
		令和 2年 3月 6日登記
	[黒塗り] 理事	令和 1年 7月 2日就任
	河野 和 永	令和 2年 3月 6日登記
	令和 2年 7月31日代表権喪失	
	令和 2年 8月 7日登記	

	理事 <u>津田佳積</u>	令和 2年 8月 1日就任
		令和 2年 8月 7日登記
		令和 3年 7月 1日退任
		令和 3年 9月15日登記
	理事 <u>津田佳積</u>	令和 3年 7月 2日就任
		令和 3年 9月15日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 2月17日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 4年 7月22日

大阪法務局枚方出張所  
 登記官

大谷 邦彦





## 2021年度 事業報告書

特定非営利活動法人 陽だまりの会

### I. 事業期間

2021年4月1日 ～ 2022年3月31日

### II. 事業の成果

昨年度に引き続き、会の趣旨に沿って各事業の実施を行った。

会が設立され30年以上を経て、各事業もともすればルーチン化しがちな中で、設立時の理念を日常活動の中で維持、継承させていくのが大きな課題となり、内部で議論をおこなって来た。今後も同様の議論、検証をくり返しながら活動を続けていくことになると思われる。

### III. 事業の実施状況

#### 1. 特定非営利活動に係る事業

##### (1) 事業名：障害者総合支援法に基づく相談支援事業

〈内 容〉 従来の基本相談、特定・一般相談支援事業はもとより、主に地域移行に取組む役割としての基幹相談支援を実施。様々な相談支援が多くなり、計画作成はもとより、困難事例への対応に少ない人材で対応している。

自立支援協議会及び精神障害者地域生活支援部会の運営、医療機関との関係作りをはじめ、地域での諸々の支援機関との連携が増えている。

〈実施場所〉 地域活動支援センター・枚方市役所及び市内外関係機関等

〈実施日時〉 月曜から金曜、土曜日は地域活動支援センターのみで実施祝日・年末年始を除く

〈対象者〉 主に市内在住及び在院の主として精神障がい者・家族等

〈経 費〉 収入 14,253,239 ②+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬  
支出 15,053,544 ②' +⑨' +⑩' +⑪' +⑫' +⑬'

##### (2) 事業名：障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

###### イ. 地域活動支援センター（I）の運営

〈内 容〉 地域で生活している人たちの気楽に集まってくる場の提供、地域交流当事者活動支援等を行う。

〈実施場所〉 地域活動支援センター（地域生活支援センター）及び周辺地域

〈実施日時〉 祝日・年末年始を除く毎日

〈対象者〉 主に市内在住の精神障がい者等

〈経 費〉 収入 12,000,000 ③  
支出 12,220,970 ③'

ロ. 地域活動支援センター（Ⅱ）

〈内 容〉地域で生活する精神障がい者に作業の場を提供し、日常生活のリズムを作ると共に地域生活をしていく上での力をつける。ボランティア等の協力の元、様々な地域サロンを開催、地域との交流の機会を持つ。

〈実施場所〉地域活動支援センター及び市内

〈実施日時〉月曜～金曜、年末年始・土・日・祝日は休み

〈対象者〉地域活動支援センターⅡで活動を希望する精神障がい者等

〈経 費〉 収入 9,000,000 ④

支出 11,297,275 ④'

ハ. 移動支援事業

〈内 容〉地域で生活する精神障がい者等に移動についてのヘルパーを派遣することで、社会参加を促し地域生活力を向上させる。

〈実施場所〉市内周辺

〈実施日時〉利用者が必要とする日時

〈経 費〉 収入 2,704,050 ⑦

支出 947,900 ⑦'

(3) 事業名：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

イ. 居宅介護事業

〈内 容〉在宅で生活する精神障がい者等にヘルパーを派遣することで日常生活を支援しその自立を促進する。

〈実施場所〉利用者の居宅及び市内周辺

〈実施日時〉利用者の必要とする日時

〈対象者〉事業の利用者

〈経 費〉 収入 22,106,820 ⑥

支出 22,792,525 ⑥'

ロ. グループホーム運営事業

〈内 容〉4つのホーム利用者への日常生活上の支援及び関係機関等との連絡調整を

通じて、社会参加と自立を進める。(利用者 21名)  
入居者の高齢化及び長期入院者等の退院後の生活の場として、個別支援の充実をはかった。

〈実施場所〉 各々のグループホーム、及び地域活動支援センター等

〈実施日時〉 通年

〈対象者〉 ホーム入居者

〈経 費〉 収入 29,016,670 ⑤

支出 29,843,669 ⑤'

#### ハ. 就労継続支援事業B型 ワークショップちやぶの運営

〈内 容〉 ワークショップちやぶ・まどれえぬ・茶楽わくわく(生活介護事業)の3つの働く場で、弁当の製造配達・菓子の製造販売等・喫茶店の運営を行い、働くことへの支援を行う。また、就労を希望する人への支援を行う。今年度は、茶房まどれえぬの移転により2つの場の個性を活かし、場の運営を行うことの必要性を感じた。

〈実施場所〉 各々の事業所及び市内関係機関

〈実施日時〉 通年(土日・祝日・年末年始および夏休は除く)

〈対象者〉 働くことを希望する主として精神障がい者等で利用契約をしている人

〈経 費〉 収入 64,868,347 ①+⑭+⑯

支出 62,946,266 ①' +⑭' +⑯'

#### (4) 事業名：障がい者と地域住民との交流を通じて相互理解を深める為の事業

〈内 容〉 祭り等イベントの開催、地域のイベントへの参加、講演会、学生の実習受入等

〈実施場所〉 市内及び地域活動支援センター

〈実施日時〉 年間を通して数回

〈対象者〉 会に参加する障がい者及び周辺地域住民

〈経 費〉 収入 2,517,760 ⑮

支出 2,302,708 ⑮' の一部

2. 収益事業

なし

3. その他の事業

なし

IV. 社員総会の開催状況

第33回 特定非営利活動法人 陽だまりの会 総会

2021年6月26日(土) 午前11時00分から 開催

於 地域活動支援センター 陽だまり

V. 理事会開催状況

第1回 理事会 2020.5.1(金) 16:40~ 於:地域活動支援センター陽だまり

1. 2019年度決算報告、2020年度予算報告
2. 第32回総会について  
(コロナ禍における開催について)

第2回 理事会 2020.10.23(金) 18:00~ 於:地域活動支援センター陽だまり

報告事項

1. コロナウィルスに対する対応について
2. 理事長の変更と役割分担について
3. 職員退職と採用について
4. 来年度以降の委託相談事業について
5. 福祉職員慰労金について

協議事項

6. 副理事長選任について
7. 2020年決算予測と9月末の会計状況について
8. 建物の老築化とその対応について

事業別収益費用の一覧(2021年度)

Table with 15 columns: 科目, 就労支援, 相談支援, 地活(1), 地活(2), グループホーム, ヘルプ, 移動支援, 生活介護, コーディネーター, ヒアパーター, 地域移行, 特定一般, 基幹, 就労継続部門, 地域活動部門, 生活介護部門, 事業部門計, 管理部門計, 合計. It details financial data for various activities and departments.

92



# 活動計算書

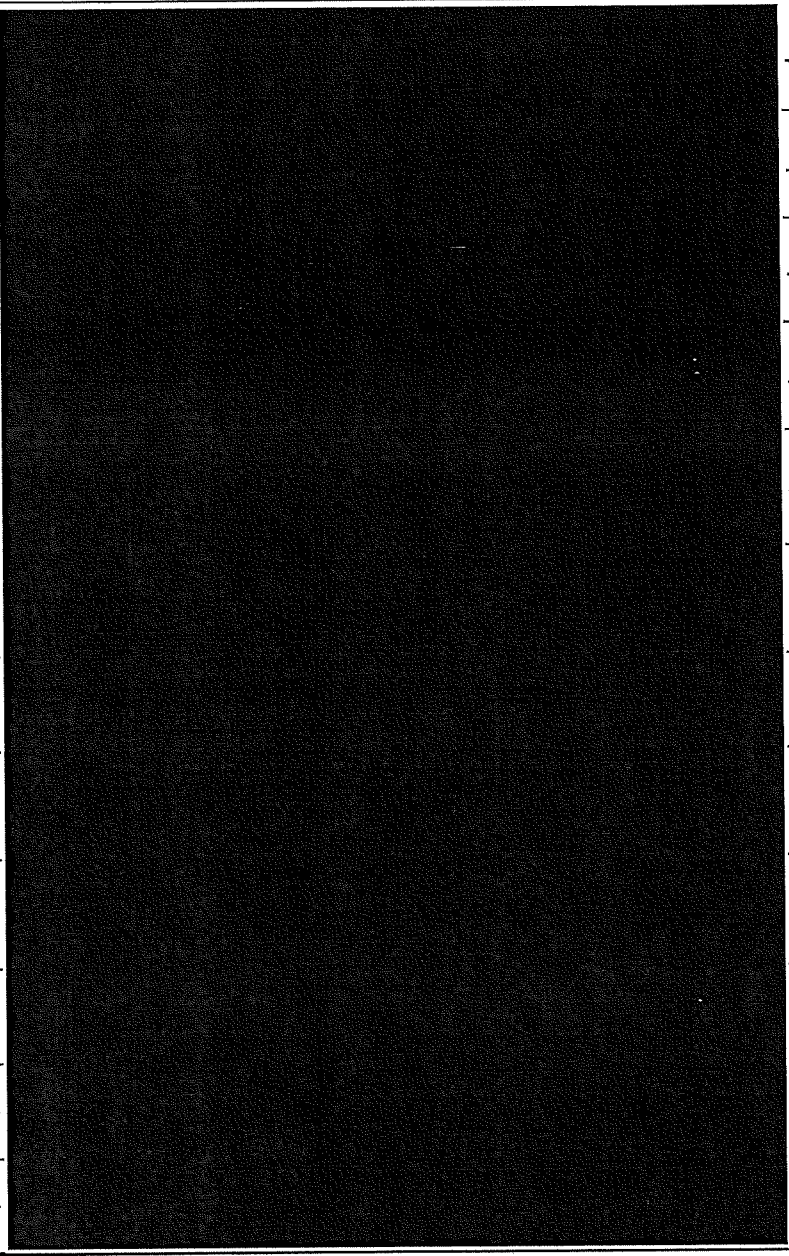
2021年4月1日 ~ 2022年3月31日

1. 経常収益		
科 目	金 額	
1 会費	813,000	
2 寄付金	2,955,803	
3 事業収益	166,630,522	
給付金		98,017,386
委託料		37,484,454
補助金		226,200
利用者負担金		6,357,109
礼金(グループホーム)		350,000
会事業収入		1,322,273
作業収入		22,873,100
4 その他収益	331	
受取利息		331
雑収入		0
経常収益 合計	170,399,656	
2. 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費	134,036,233	
給料		46,580,000
職員手当		20,456,762
賃金		38,681,301
利用者工賃		8,331,925
ボランティア手当		323,080
ランチショップ手当		984,340
わくわく手当		634,000
福利厚生費		15,854,825
退職給付費用		2,190,000
報酬費		0
(2) その他経費	38,180,719	
旅費		23,700
消耗品費		1,009,674
燃料費		547,033
光熱水費		3,311,378
通信費		663,594
修繕費		494,165
委託料		1,600,120
負担金		101,112
使用料及び賃借料		16,007,457
損害保険料		1,197,180
減価償却費		2,263,003
作業材料費		10,403,030
租税公課		559,273
事業費 計	172,216,952	

科 目	金 額
2 管理費	
(1) 人件費	2,750,970
給料	0
賃金	2,100,970
報酬費	650,000
(2) その他経費	6,275,113
旅費	6,000
消耗品費	165,655
通信費	106,067
修繕費	2,035,600
負担金	244,244
損害保険料	300
会議費	0
会関係事業費	9,566
減価償却費	3,478,197
租税公課	46,727
退職給与引当金繰入	0
支払利息	182,757
雑費	0
管 理 費 計	9,026,083
経常費用 合計	181,243,035
当期経常増減額	△ 10,843,379
3. 経常外収益	
前期損益修正益	800,000
修繕積立金戻入益	5,028,100
経常外収益計	5,828,100
4. 経常外費用	
固定資産除却損	
経常外費用計	0
当期正味財産増減額	△ 5,015,279
前期繰越正味財産額	153,079,431
次期繰越正味財産額	148,064,152



### 役員名簿

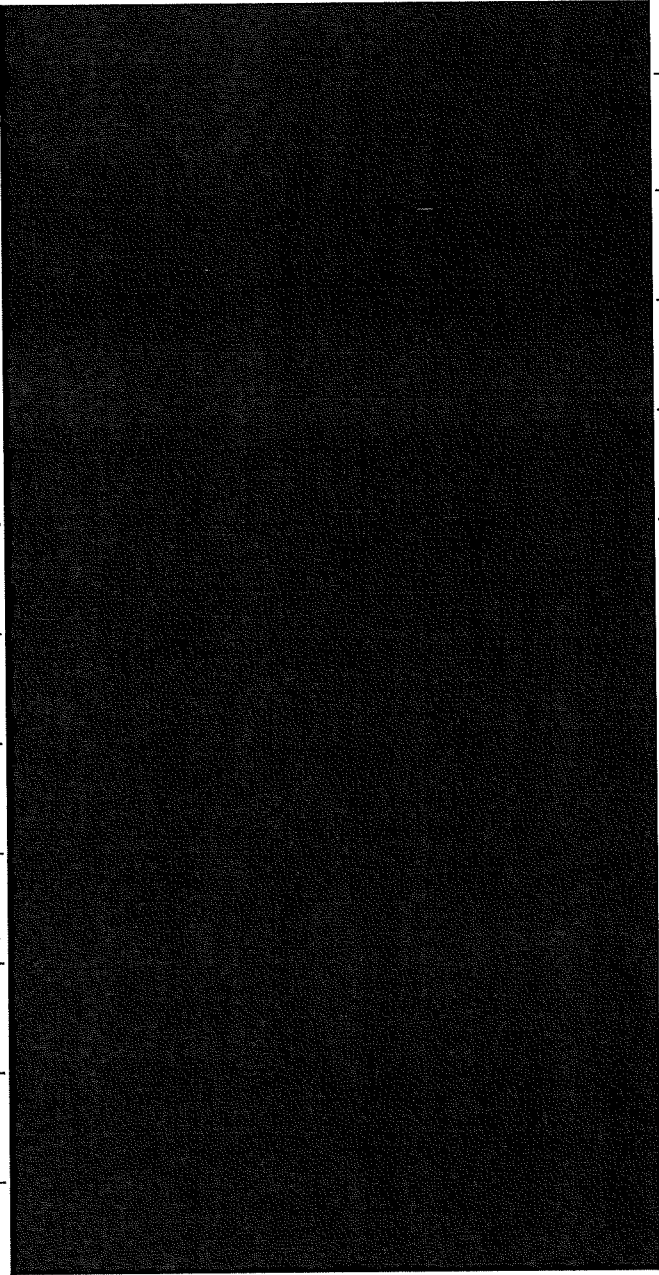
ふりがな 氏名	役職名	住所又は居所		
	生年月日		電話	
この 河野 かずえ 和永	理事			
たけうち 竹内 あきら 昭	理事			
こじま 児島 のぶこ 進子	理事			
いしくら 石倉 しげみ 成美	理事			
いのうえ 井上 かずお 和男	理事			
はたもと 端本 みほこ 美保子	理事			
こじょうま 小上馬 むねあき 宗昭	理事			
くしべ 櫛部 ひでき 英樹	理事			
つだ 津田 よしずみ 佳積	理事			
とみたに 富谷 まさこ 優子	理事			
かさたに 笠谷 のぼる 昇	理事			
まさおか 正岡 ようこ 洋子	理事			

## 令和3年度における役員名簿（報酬を受けた者のみ）

特定非営利活動法人 陽だまりの会

令和3年度における役員のうち、令和3年度において報酬を受けたものはありません。

## 社 員 名 簿

ふりがな 氏名	住所又は居所
こうの かずえ 河野 和永	
どい かずえ 土井 千恵 (通称 どい ちえ)	
くしべ ひでき 榎部 英樹	
やまもと まさひで 山本 雅英	
こじま まさあき 児島 正明	
くの としはる 久野 利春	
みずの まゆみ 水野 まゆみ	
たけうち たみこ 竹内 民子	
くるび ゆりこ 久留飛 百合子	
こじょうま むねあき 小上馬 宗昭	
いちかわ かずお 市川 一男	
はやし のぶひろ 林 信裕	



## (第2号議案) 2022年度 事業計画(案)

2021年度は、2020年度と同じく会の活動もほぼコロナに振り回された1年だった。特にオミクロン株が流行の主流となった1月以降は、利用者からも職員からも感染者や濃厚接触者が出、特に職員が感染したりすると一定期間休職となり、仕事のやり繰りがかなり大変となっていた。幸い職場でのクラスターはなく、感染者も散発的であったが、集中した感染者が出ると、業務としての対応が大きな課題となる。現在、厚生労働省から感染症拡大時や自然災害時の介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成が求められ、2021年度中、検討をおこない作成してきたところであるが、実際にうまく運用していくためには、具体的な経験や研修を積み重ねていく必要があると考える。

2021年度の決算結果は、会計報告にあるとおかなりの赤字となった。これまで枚方市から委託を受けていた委託相談事業をこちらの体制の関係から受けることを止め、その分の収入が減じたことが一番大きな原因と言える。委託相談に従事していた職員の人数分を減じて対応したが、収入減を吸収しきれなかった。現在、陽だまりの財政は、人件費がかなりの割合を占めていて、切り詰めていく事はたやすくはないのだが、それでも知恵を絞って赤字の額を減らしていく努力は必要となる。

地域活動支援センターについてだが、この1年間、土日の開所について職員会議で議論してきた。経過は地域活動支援センター「陽だまり」の活動報告に書いているので参照頂きたい。

それらの状況を踏まえ、2022年度の事業計画を、下記のとおり提案する。

- ①会の発足当初から求めてきた精神障害者の地域でのその人らしい生活を追求していく事、そのための生活の場を作っていく事については、これまでどおり個々に寄り添った丁寧な支援と状況に即応した事業の展開、必要に応じた行政や医療機関・地域・社会に向けた積極的な働きかけを続けていく。
- ②そのために、会としての持続性を財政的側面、人事的側面、提供するサービスの質という側面から見直し、安定した運営を目指す。特に財政的側面については、赤字について減じていくようにあらゆる努力を払っていく。
- ③NPOとして、自由で開かれた体制を維持するため、誰もが参加でき運営に関われる体制を維持すると同時に、コロナ禍の中、またその後もにらみながら、新たな発信の仕方やコミュニケーションツールの利用も積極的に検討する。それらを通じ、会員の会への一層のかかわりの深まりを図っていくとともに、会の理念がより地域社会に浸透するように努める。
- ④この間取り組んでいる個々それぞれの支援の過程を通じ、障害者の支援機関や医療機関ばかりではなく介護保険事業所や地域包括支援センター、行政、インフォーマルな支援機関等とも連携する中で、お互いの情報と価値観の共有を図り、より円滑な地域での支援体制の構築を図る。そのために、地域での様々な支援者や支援機関の情報交換の場への参加をより積極的におこなっていく。
- ⑤地域活動支援センターⅠ型「陽だまり」については、これまでの土日開所を土曜のみの開所を提案する。閉所した場合、その影響については、1年間かけて検証していく。



(第3号議案) 2022年度 予算(案)

1. 特定非営利活動法人 陽だまりの会 活動予算書 (2022年4月1日~2023年3月31日)

1. 経常収益		
科 目	金 額	
1 会費	1,000,000	
2 寄付金	2,500,000	
3 事業収益	165,381,000	
給付金		97,900,000
委託料		37,504,000
補助金		220,000
利用者負担金		6,357,000
会事業収入		1,500,000
作業収入		21,900,000
4 その他収益	1,000	
受取利息		1,000
経常収益 合計	168,882,000	

## 2. 経常費用

1 事業費		
(1) 人件費	125,153,000	
給料		42,274,000
職員手当		17,647,000
賃金		41,287,000
利用者工賃		8,000,000
ボランティア手当		300,000
ランチショップ手当		1,000,000
わくわく手当		700,000
福利厚生費		11,979,000
退職給付費用		1,966,000
(2) その他経費	38,128,000	
旅費		44,000
消耗品費		1,121,000
燃料費		600,000
光熱水費		2,940,000
通信費		798,000
修繕費		830,000
委託料		1,590,000
負担金		220,000
使用料及び賃借料		16,490,000
損害保険料		1,260,000
減価償却費		2,015,000
作業材料費		9,660,000
租税公課		560,000
事業費計	163,281,000	
科 目	金 額	
2 管理費		
(1) 人件費	2,000,000	
賃金		1,350,000
報酬費		650,000
(2) その他経費	3,601,000	
消耗品費		51,000
通信費		60,000
修繕費		100,000
負担金		100,000
減価償却費		3,100,000
租税公課		40,000
支払利息		150,000
管理費計	5,601,000	
経常費用合計	168,882,000	